

会議録

令和元年9月18日（水） 場 所 3階 第1研修室

会 議 名:第3回平成30年度木古内町決算審査特別委員会

出席委員：竹田委員長、安齋副委員長、平野委員、手塚委員、鈴木委員、吉田委員
相澤委員、廣瀬委員

欠席委員：なし

オブザーバー：又地議長

会議時間 午前9時30分～午後4時45分
事務局 福 田、堺

開 会

1.委員長挨拶

竹田委員長 ただいまから9月17日に引き続き、第3回平成30年度木古内町決算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、8名でございます。

よって、委員会条例第14条の規定による、委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立をいたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりであります。

2.審査事項

(1) 保健福祉課

竹田委員長 保健福祉課の皆さん、どうもご苦労様です。

これから決算審査入るわけでありますから、せっかく作った資料を活用して、やはり事業の効果、成果等について、また大きな事業展開している中での不用額等について、説明をいただければなと思います。

羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 おはようございます。保健福祉課、羽沢です。

それでは、保健推進グループの所管分につきまして、ご説明いたします。

保健推進グループ、保健師2名を中心に保健事業、そして障害者などに対する自立支援業務を担当しております。保健事業の実施状況につきましては、資料の89ページに事業内容等を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。また、平成30年度がん検診の無料化、3年目を迎えました。資料の91ページに各種健診の状況は記載しております。

胃がん検診、これを除きまして受診者数は増加したという状況になっております。

次に、障害者等に対する福祉サービスにつきましては、サービスが適切に提供されるよう相談支援専門員を中心に利用計画の作成や相談支援業務を行っております。

それと、最後に道南ドクターヘリの運航実績などにつきましては、資料の94ページに3年分の実績を記載しております。28・29・30年度と特に出動件数については、大きな変化は

ない状況となっております。

それでは、詳細につきまして、加藤主査より説明いたします。

竹田委員長 加藤（直）主査。

加藤（直）主査 保健推進グループ、加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計歳出から説明させていただきます。

決算書は、76ページから77ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、5目 保健福祉総務費です。

予算額 1億9,107万4,000円に対し、決算額が1億8,690万3,386円となっております。

支出の主なものや前年比で増減が大きかったものとしましては、11節 需用費の一番下のヘルプマーク購入費です。こちらは、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない内部障害や難病、知的障害などがあるかたが援助を得やすくするよう作成されたマークとなっております、障害者、理解促進事業として新たに予算に盛り込んでおります。

次に、決算書78ページから79ページをお開き願います。

13節 委託料のうち備考欄、三つ目の日中一時支援事業委託料です。

この事業は、障害者などの家族の就労支援や介護負担軽減のため、日中における一時的な活動の場を提供するもので、2名のかたが利用されています。前年より約28万円支出が増えた要因としましては、利用人数は前年と同様ですが、利用回数が増えたことによるものです。また、前年より支出が減となったものとしましては、備考欄一番下の障害者福祉システム改修業務委託料です。こちらは、当初予算には盛り込まれておりませんでした。年度途中で障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴う障害者自立支援給付支払等システムの改修が必要となりましたことによる支出となっております。前年も同様の改修を行っておりますが、今回は追加使用分の改修であったため、前年より約44万円支出減となっております。

次に、20節 扶助費です。

こちらは、障害者のかたが利用するサービス等の給付費になります。前年より支出が増えたものとしましては、備考欄三つ目の障害者自立支援医療費が411万円ほど支出増となっております。こちらは、人工透析などで更正医療を受けているかたの医療費が主となりますが、新規のかたが4名増えたことが主な要因となっております。

次に、備考欄四つ目の障害児通所給付費が前年より52万円ほど支出増となっております。

こちらは、前年同様につくしんぼ学級への通所時1名に加え、発達に遅れのあるお子さんが町内の保育園で専門的な養育が受けられる保育所等を訪問支援の新規利用が3名増えたことが主な要因です。

次に、障害者介護給付訓練等給付費が前年より1,035万円ほど支出増となっております。

こちらは、障害支援区分認定を受けて、施設入所や就労継続支援などのサービス利用に要した費用となっております。増えた要因といたしましては、グループホームへの新規入所者が2名増えたこと、これに伴い就労移行支援や就労継続支援の利用が増えたことが主な要因です。扶助費全体としましては、前年よりも1,463万円ほどの支出の増となっております。なお、扶助費全体の不用額は346万8,508円で、主な理由としましては施設入所者の死亡や補装具の給付を受けていたかたの死亡などで、給付費が見込みよりも少なかったため、不用額が生じたものです。

そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりの支出となっております。

なお、資料の92ページと93ページに身体障害者手帳の交付状況、福祉サービス利用者状況を載せておりますので、ご参照願います。

続きまして、決算書82ページから83ページをお開き願います。

9目 障害支援区分認定審査会費です。

予算額 98万6,000円に対し、決算額 57万2,923円となっております。なお、審査会費全体の不用額が41万3,077円となっておりますが、主な理由としましては、審査会委員研修を予定しておりましたが、今年度につきましては、参加者がいなかったことにより研修会に係る報酬及び旅費の支出がなかったため、不用額が生じたものです。なお、審査会費全体の支出はほぼ前年並みとなっております。

続きまして、10目 福祉施設管理費です。

決算書は、82ページから85ページにかけてになります。

予算額 936万円、決算額 855万1,590円となっております。こちらは、旧老人保健施設で1階の高齢者交流センター及び地域活動支援センター2階・3階のグループホーム杉の木の施設管理費となっております。福祉施設管理費全体としましては、前年より80万円ほど支出増となっております。主な要因は、11節 需用費 備考欄五つ目の燃料費で、前年より27万円ほど、次に一番下の施設等修繕費で、前年より37万円ほど支出増となっていることです。

修繕費については、当初予定していたエレベーター機械室入り口ドア交換のほかに、経年劣化による窓やドアの修繕、機械室の温水ポンプからの漏水など修繕が必要な箇所が多くなっていることが要因です。なお、福祉施設管理費全体の不用額は64万90円で、主な理由としましては、燃料代等光熱水費の実績が見込みよりも少なかったため不用額が生じたものです。

そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりの支出となっております。

続きまして、決算書90ページから91ページをお開き願います。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費です。

予算額 4億6,142万7,000円、決算額 4億6,105万3,075円です。支出の主なものですが、12節 役務費、20節 扶助費につきましては、養育医療の対象となるお子さんがいなかったため、支出はありませんでした。

次に、19節 負担金補助及び交付金です。前年より全体で2,600万円ほど支出増となっております。理由としましては、病院事業会計負担金が前年より2,724万円ほど支出の増となっていること、及び水道事業会計人件費按分に係る負担金が82万円ほど支出減となったことが主な要因です。

次に、21節 貸付金 保健師支度金貸付金です。

こちらは、ことし1月1日付けで採用となりました、保健師1名についての貸付金の支出となっております。

続きまして、決算書は90ページから93ページにかけてとなります。

2目 予防費です。予算額 2,094万円、決算額 1,777万3,905円です。支出の主なものや前年比で増減が大きかったものとしましては、92ページの13節 委託料の備考欄二つ目の各種がん検診等委託料が前年より約93万円の支出減となっております。

同じく、備考欄六つ目の予防接種委託料が前年より約47万円の支出減となっております。支出が増えたのは、備考欄三つ目の乳がん・子宮がん検診委託料で、前年より約26万円の支出増となっております。

そのほかにつきましては、前年度とほぼ同様の支出となっております。

なお、委託料の不用額 290万8,318円につきましては、各種がん検診の受診数と予防接種の接種数が見込みよりも少なかったため、不用額が生じたものです。

次に、19節 負担金補助及び交付金です。

全体で前年より、20万円ほど支出増となっております。主な要因としましては、妊産婦安心出産支援事業補助金で対象となるかた全員が申請されており、前年より5名多く4万円ほど支出増となっていること、また健康づくり推進協議会負担金 16万円が新たに加わったことが支出増となった要因です。

なお、資料の90ページと91ページに予防接種の接種数、各種検診の受診状況等を載せておりますので、ご参照願います。

続きまして、決算書94ページから95ページをお開き願います。

4目 保健活動費です。予算額 61万9,000円、決算額 53万4,157円で、ほぼ例年どおりの支出となっております。

続きまして、決算書160ページから161ページをお開き願います。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利息及び割引料です。備考欄黒丸四つ目以降が保健福祉課所管で、全てが保健推進グループ分となっております、合計176万2,430円となっております。これらの返還金は交付された負担金が交付決定額を超過して交付されたため、返還したものとなっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

竹田委員長 歳入もお願いします。

加藤（直）主査。

加藤（直）主査 それでは、歳入について、説明させていただきます。

決算書は、16ページから17ページをお開き願います。

11款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、3節 障害支援区分認定審査会共同設置負担金 44万5,342円につきましては、渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置運営負担金となっております。

なお、資料の109ページ下段に四町の負担割合、負担額を載せておりますので、ご参照願います。

続きまして、決算書18ページから19ページです。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金です。保健推進グループ分は、備考欄二つ目の障害者介護給付訓練等給付費負担金 8,249万1,264円と三つ目の障害者自立支援医療費負担金 596万5,511円です。この二つは、歳出の保健福祉総務費扶助費の医療費と給付費に充てられる負担金となっております。

続きまして、20ページから21ページをお開き願います。

2目 衛生費負担金、1節 保健衛生費負担金 母子保健衛生費負担金の交付は1万9,320円で、養育医療に対する負担金となっております。

次に、2項 国庫補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金です。

保健推進グループの所管は、備考欄一つ目の地域生活支援事業補助金 68万円です。主に、障がい者のかたの生活用具給付等に対する国の補助金となっております。続きまして、決算書22ページから23ページをお開き願います。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金です。

保健推進グループの所管は、備考欄三つ目の障害者介護給付訓練等給付費負担金 4,323万8,512円と、四つ目の障害者自立支援医療費負担金 298万2,755円です。

こちらは、国と同様歳出の保健福祉総務費扶助費の医療費と給付費に充てられる負担金となっております。

次に、2目 衛生費負担金、1節 保健衛生費負担金です。

平成30年度は、養育医療の対象となるお子さんがいなかったため、歳入はありませんでした。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金です。

保健推進グループの所管は、備考欄一つ目の地域生活支援事業補助金 34万7,000円です。

この補助金は、国と同様に障害者のかたの生活用具給付に対する道の補助金となっております。

続きまして、決算書24ページから25ページをお開き願います。

3目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金です。

備考欄上から二つが保健推進グループ所管分となります。一つ目の健康増進事業費補助金が12万7,000円、こちらは肝炎検査骨粗鬆症等の検診に対する道の補助金です。

二つ目は、妊産婦安心出産支援事業費補助金 7万1,496円です。こちらは、妊産婦検診時の交通費の補助事業に対する道の補助金となっております。

続きまして、決算書38ページから39ページをお開き願います。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入です。

39ページ、備考欄の保健福祉課の雑入のうち、保健推進グループ所管の雑入は、一つ目の保健事業等本人負担金から下から三つ目の雇用保険繰替金までの7項目で、合計565万8,948円となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。

竹田委員長 保健推進グループの説明をいただきました。これより質疑、多項目にわたっておりますので。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

決算書93ページ、説明資料8の90ページになります。19節の負担金補助及び交付金の妊産婦安心出産支援事業補助金ということで、交通費の部分の補助ということで、こちらは割と新しい事業ではあるのですけれども、説明の中で「全員が」ということで、事業としての効果としてはあったのかなと。そしてまた、担当課が周知をしっかりとされていたという部分で、それはとても評価する部分だと思います。その中で、2点ほど確認をさせてください。

予算書では、71万1,000円の予算計上となっております。その中で、決算としては33万3,000円ということで、5割に届いていない数字ということなんですけれども、利用者は先ほどプラス5名という説明だったんですけれども、資料を見ますとプラス9名から平成29年度

が9名で、30年度12名なので、プラス3名の増なのかなと資料見る限りでは思うのですけれども。先ほど説明では5名とおっしゃっていたんですけれども、その確認とあと予算が71万1,000円のところが決算33万円というところで、予算の設定が適正だったのかなという部分も含めて、説明をいただければと思います。2点、よろしくお願いします。

竹田委員長 加藤（直）主査。

加藤（直）主査 ただいまの質問に対してです。

まず、妊産婦安心出産事業補助金の説明資料の平成30年度12件となっていたのですけれども、申し訳ございません。これ14件の誤りで、すみません。いま気づきましたので、訂正をお願いいたします。

それと、予算で多くとっていたのは、出生数を20名で期待も込めてということで、20名で予算をとっていたのですが、そこまでは到達しなかったというところになってございます。

竹田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 まず1点目が、平成30年度が12名から14名のほうで訂正ということで、理解いたしました。あと、71万1,000円の20名ということは、約3万5,550円ぐらいの設定で、期待を込めてということですね。かしこまりました。例えばですけれども、利用者のかたの声とか何か決算で終わって、内容的には20名という設定をしたものの、14名と言いますと29年度よりも5名増えて、28年度と比べるとまあまあ低くはない数字なのかなとは私個人的には思うのですけれども、その中で例えば利用者さんからの声だったり、何かそのあたり担当課として課題なり分析なりあれば、ひとこといただければなと思います。

竹田委員長 加藤（直）主査。

加藤（直）主査 ただいまの質問に対してですが、これは私個人がお母さん方と申請の時だとかお話を聞いた状況なので、まとめたものではないのですけれども、この事業は妊婦からお子さんが出産されて、終わってから申請されるんです。通常多い時ですと14回と出産時と1か月検診の時、合計16回分の交通費ということで、まとめて多いかたですと3万5,000円ぐらいお支払いするのですけれども、お母さん方の声はそういうまとまった金額を一度にいただけということで、交通費の補助ではありますけれども、紙おむつを買ったりちよっとしたものの生活費の足しになる臨時収入としてすごく嬉しいですという声はいただくことがあります。

竹田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 まとめたものはないといってもやはり一番大事なのは現場窓口で、利用者さんの声を聞くということ、それをやはり生の声を決算委員会で聞かせていただくというのは、我々もとても勉強になりますし、今後とも利用者さんの声を子どもの声という形で蓄積していただいて、さらなるサービス向上に努めていただければなと思います。以上で終わります。

竹田委員長 ほか。

吉田委員。

吉田委員 吉田です。

文言の統一をして、79ページにあるんですが、「障害者」って言葉ありますよね。

障害者、一時この言葉を使っていたんですけれども、障害者っていう「害」っていう言

葉を平仮名にしていたんですよ。それで、これにまた戻っているんで、これいつの時代からこう戻ったのかなと思い出しているんだけど、記憶にないんですよ。この言葉、やはり障害者に対しての言葉で、一時平仮名に「がい」を直した経緯があるので、印刷の関係でこうなっているのか、この言葉はどうなったのかちょっとわかりますか。

竹田委員長 羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 おっしゃるとおり表記の仕方、平仮名でという部分はありますけれども、この決算書への記載につきましては、全て国の補助金・交付金に準じたものでの表記となっておりますので、このような記載の仕方ということになっているということでご理解いただければと思います。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 平野です。おはようございます。

決算書の数字に対する説明は、非常にわかりやすく大きな差異もなく、気付いた点も説明の中で理解したところであります。

それで、いま障がい者の話も出ましたけれども、木古内町人口も限られている中で、特に障がい児、児童・生徒で障がい持たれているかた全てを把握されていると思いますし、課長おっしゃるように障がい者のかたへの支援は重要な部分であると認識している中ですが、実際のいま木古内町が取り組んでいる障がい者に対する制度に対して、あるいはこの相談会も含めてですけれども、障がいを持たれているかたの親御さんはこれで満足しているのか。あるいは、不十分な部分を何かあると感じていることがあるのか、担当している課のかたが話された中で、そういう声が聞かれているのであればお知らせいただきたい。なければならないで、もちろんよろしいです。

それと、ドクターヘリです。資料の94ページになりますけれども、これ常任委員会でも毎年半年に1回でしょうか報告していただいて、内容については理解しております。

それで、出動件数の記載あるんですけれども、この出動件数の内訳として、町内、町民のかたがこの中にどの程度の割合で含まれているのかというのを把握していたら教えていただきたい。

それと、がん検診です。冒頭の説明で課長おっしゃられたとおり、無償化になって3年目、年数が経つごとに成果として上がっていくんじゃないかなと思っていたんですけれども、予算に対しては先ほど加藤（直）主査おっしゃったように、がん検診も期待値も含めて多めに予算している中で、そこに満たないっていうのはやむを得ないと思うのですけれども、前年比と比べても前年よりも減っていると。単純に人口減少が進み、減っているということもあるんでしょうけれども、それ以外にも減っている要因というのを分析されていると思うのですけれども、分析された担当課としての思いを聞かせていただきたいと思います。

竹田委員長 加藤（直）主査。

加藤（直）主査 まず、一つ目のご質問の障がいをお持ちのお子さん、そして親御さんに普段関わること、大変多いです。障がいの診断がついたかたもそうなんです。最近では障がいの診断がつかないいわゆるグレーゾーンと言われ、そういうお子さん例えば言葉の遅れあるですとか、発達に少し遅れがあるお子さんで、療育という言って専門の例えば言葉の訓練的なものが必要なお子さんとか、少子化にはなっておりますけれども、保育所との連携をここ数年深めていることもあるのか、減ってはいなくてむしろ早期に発見されると言

いますか、そういうお子さんと親御さんと接することが多くなっているという現状があります。その中で、例えば療育が必要だとか、専門的な例えば通いの場となりますと、やはり木古内町内にはありませんので、そうなるといま1名のかたは診断のついたお子さんは、北斗市のつくしんぼ学級に通われています。診断がついていても地域でほかのお子さん達と一緒に保育園に通わせたいというお子さんについては、地元の保育園、保育士さん等の協力を得ながら、その中で保育所等訪問支援ということで、だいたい月1回から2回、いまですとつくしんぼ学級の専門の先生に保育園に出向いていただいて、療育というものを行っております。なので、なかなか地元ですぐに通える場所はありませんけれども、そういう自立支援の障がい児のかたが使えるサービスを活用しながら、何とかお子さんの成長発達が健やかになるように、障がいの担当部門には障がいのかたに対するケアマネージャー的な者も2名おりますので、その者達を中心に親御さんの声を聞いたりサービスの調整を図っています。

ですので、不満という形では言っておりませんが、やはり支援の少なさというのは、どうしてもこの木古内に限らず、このあたり地域田舎ですと通いの場というのは当然少なくなってきましたけれども、ちょっとできる限り相談に応じながらやっているというのが現状です。まず、1点目はそういう感じですか。

竹田委員長 羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 2点目のドクターヘリでの搬送につきましては、申し訳ありません。

きょう資料を持ってきていないのですが、ほぼほぼ木古内町のかた、町民のかたが搬送はされております。ただし、交通事故等があれば町外のかたというのもありますので、正確な数字ということであれば、後ほど調べてお知らせしたいと思います。

それと3点目、申し訳ないです。がん検診の減った要因という、分析。30年度につきましては冒頭申し上げましたとおり、胃がん検診、数が減ったのは胃がんの部分、胃カメラを飲む部分です。これは、大きくは光銭医院が5月で閉院いたしましたので、そこが一つ大きな要因になっているというふうに考えております。以上です。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 わかりました。後ほどまた資料を添付していただけるということなので、よろしく願いいたします。

障がい持たれたかたの説明、大変納得いくと言いますか私が心配していたのは、当然自治体規模で障がい者のかたが満足いく施設、病院も含めてなかなかないのが実情で、それを造れという話になるとこれは大変な話であって、そこでこの木古内町に施設がない。ですので、例えば他市町にしっかりラインをつなげてあげることが一部何年か前から不足しているんじゃないかなというのを見ていたものですから、ただ現状はしっかりそのようなケアも含めてやっていたらいいということなので安心しました。

あと、課題となるのはおそらくその方々が町内以外に通う際の足だったり、金銭的な負担だったり、その係る部分のどこまで町が考えてあげられるのかという話について、きょうの決算委員会の場ではあんまりふさわしい話ではありませんので、また後日私の提案等もありますので相談していただきたいなといろいろ考えていただきたいなと思いますので、よろしく願いします。答弁、いいです。

竹田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 休憩よろしいでしょうか。

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時10分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

いま、平野委員から主に障がい児です。子ども達の部分で、隣の北斗市の学校なりを利用して、その辺りのケアはしっかりとされているというご説明でございました。

関連して、1点確認させていただきたいと思います。

障がい児若しくは20代から40代までの障がい者も含めて、介助ヘルパーが例えば入浴の際に必要なかたがいたりするのか、それで町内で入れない場合、町外に通所という形で行っているかたがいるのか、その辺りの実態とちょっと現状をご説明していただければと思います。

竹田委員長 加藤（直）主査。

加藤(直)主査 いまのご質問についてです。まず、障がいをお持ちのお子さんにつきましては、ヘルパーサービスと在宅でそのようなサービスを必要とするお子さんというのは、いまのところいらっしゃいません。20代からそれ以降、成人されている障がい者のかたにつきましては、肢体不自由ですとか脳性マヒで1人では入浴が困難で、家族も年配、高齢となっていており、家族でも介護が困難なかたが2名から3名おりますので、そのかたにつきましては町外の主に函館市から送迎をしていただき、日中のサービス活用、そして入浴等してそういうサービスを利用されているというかたがいらっしゃいます。

竹田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 実情はわかりました。ありがとうございます。該当するかたの人数が2名から3名と多いわけではございません。ただ、引き続きそういう利用者さんの声を受け止めていただければなど。もちろん町内の施設は、限られたものでございます。もちろん全てのサービスを町内でカバーするということもいま現時点ですと現実的に難しいということも私は理解していますので、先ほどの平野委員の質問同様、他の市町村と密な連携を取っていただいて、利用者さん、そしてそのご家族も高齢化が進んでいるということですので、なるべく利用者さんもお家族のかたも負担が軽減できるようなスムーズな連携していただきまして、努めていただければなどと思います。以上です。

竹田委員長 いまの部分とちょっと関連するんだけど、例えば町内での利用って考えた場合に、特養の特浴あるでしょう。あそこの利用ってというのは、例えば大人の介護保険という部分の入浴介助だとかのサービスをしているんだけど、それを例えば障がい児とかかたなのか大人になっているかたなんだけど、やはり車椅子のまま入浴できるだとかそういう確か設備になっているはずなんだよね。そういう場合の例えば特養との連携ってどうか、女の人であれば町内であれば嫌だっていう家族の意向も多分これありだと思っただけだけど、わざわざ函館出向かなくても木古内でそういうものがサービスが利

用できるのであれば、制度と別にした部分でのサービスとしてやはりできないものかなっていうふうにちょっと感じるんですね。その辺の特養施設のほうとの協議っていうかそういう部分っていうのは、保健福祉課としてそういう接点をもってのことなのか。それとも今後、どうあるべきなのかっていう部分も含めて、いま即答できないとすれば後日でもいいんだけど、これ一つの大きな課題かなと思っています。

羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 まず障害福祉サービス、これは当然事業所として指定された部分での利用、介護保険として。介護保険制度を使う障害福祉サービス支援法に基づいてサービスを使うという形になりますので、それに基づいて特養の特浴という形は使えないというのはご理解いただきたいと思います。ですから、以前行っていた生きがいデイサービスとかそのような形で恵心園さんなり、その後いさりび、現時点でその事業を廃止していますけれども、そのような形のものができるかどうかというその辺の協議は一度もしたことありませんので、そこは特養と一度お話ししてみたいと思います。さらに、新たな福祉サービスを町内に設けるには、やはり数も少ないですし、冒頭主査からもあったとおり、やはり周りの町にあるサービス、これを上手く使っていく中で、サービス提供していきたいというふうに考えております。

竹田委員長 これやはり私は、大事なのかなと。福祉の町で謳っている町ですから、制度だとか仕組みにないけれども、独自のサービスだとかそういうものがあるのもいいのかなというふうにはちょっと感じるんだよね。これ今後、新年度含めて十分内部の連携含めた部分で、協議していただきたいというふうに思っています。

それと、交流センター、グループホーム、活性化センター兼用している旧老健、ここの経費、これはグループホームと按分しているんですね、確か。だから、だとすれば一発例えばグループホームから雑入で400何十万円ボーンって入っている。このうち例えば電気料、燃料、どうこうっていう区分がやはりあるのであれば、そういう内訳をきちんと。ものによっては、分けられないものもあると思うんだよね。ただ、分けられるものであればきちんとやはりわかるようにしたほうが私は良いと思う。なぜそういうかと言うと、やはり木古内町もこれから財政がだんだん厳しくなってくるや上に、この部分は町が負担する、この部分は利用者っていうか事業所が負担するっていうやはりそういう住み分けをきちんとしていかなければいけないという観点から、その辺の実態含めた部分で、課長のほうから。

羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 グループホーム杉の木の水熱水費等は、協定しっかり結んだ中で按分して負担しております。委員長おっしゃるとおり、雑入の中に一括で決算書の中には表記しております。資料としてきょう持ってきてありませんけれども、毎月ごとの一つひとつ計上することは可能ですので、資料として必要であれば先ほどのドクターヘリとあわせて、資料のほうを調整したいと思います。よろしいでしょうか。

竹田委員長 それじゃあ、後ほどドクターヘリとあわせた資料の提出をきょう中に。

ほかございませんか。

廣瀬委員。

廣瀬委員 おはようございます。廣瀬です。

先ほどから加藤（直）主査のお話を伺いまして、小児であり母子であり障がい者あり、

大変寄り添った形で活動されているなという思いもしております。その中で、成人障がい者の就労支援の実態とかがあってありましたら、教えてもらいたいなと思います。よろしくお願ひします。

竹田委員長 加藤（直）主査。

加藤（直）主査 就労支援について、いろいろな形での支援方法があります。主なものとしては、まず障がいをお持ちのかたで例えば高校高等養護学校、木古内からですとここ最近は今金高等養護学校に行かれるかたが多くいらっしゃいます。高校卒業したあとの就労生活がそこがネックになるんですけれども、いまは高校にいる間から実習等があります。

その総合支援法の就労支援のサービスを活用しまして、高校3年生あたりに多いのは江差町のあすなろ学園ですとか、渡島コロニーですとかちょっとそういう施設に実習に行きまして、実習に行っている間、就労支援という形でサービスを活用します。そこで、決定すれば卒業後は例えば江差町ですとあすなろ学園のグループホームに入居されて、そこから就労継続支援と言いますが一般の雇用がちょっと困難なかたが多いので、A型とかB型とかよく就労B型とかと見聞きされたかたも多いので、A型とか作業工賃、A型は雇用契約を結ぶんですが、だいたい多くはB型ということで、契約を結ばない作業工賃をいただきながら、且つ就労のサポートもしていただきながらということで、イメージとしましてはあすなろのパン工場ですとか、あとは最近できました知内町のFDセンター、木古内からも何名か送迎ありまして、そういう通いの場に通っているかたもおられますけれども、そういう就労支援に対する制度というのがありますので、それを活用しながらそういう支援を行う、そういう事業所もそれぞれの施設だったり、いまは結構たくさん出てきております。

あと、もう一つは例えば長らく親御さんと一緒にどこにも働く場所もなくお家にいた、通いの場もなかった、近所のかたも何となくあの人大丈夫かなというかたがいた。親御さん元気なうちはなかなかサービスにつながらない場合が多いんですけれども、親御さんのどちらかが病気になられたとか、いままでですと急に亡くなられた、おばあちゃんおじいちゃんが施設に入所された、障がいのあるかたが1人残されたというところで、例えばそういうグループホームなり住まいなりを探して、同時にそういう就労できる部分のサポートがないかというところをうちの推進グループの事業所も掲げておりますので、ケアマネジャー的なものもおりますので、一緒に本人なり例えば施設と一緒に見学に行ったりですとかというところで、そういうサポート体制を行っているのは木古内町だけではありませんけれども、そのような形で少しずつ町の中にどこにもつながっていらっしゃらないかたがここ数年でかなりつながってきた。それが給付費に反映されて、ちょっと多くなってきたりという数字の現れがそういうことかなというふうに分析しています。以上です。

竹田委員長 ほか。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時28分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので次に、介護保険の一般会計の部分。

羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 それでは、介護福祉グループの説明ですけれども、まず介護福祉グループ所管のはつらつ演芸会に対しまして、議会の皆様方の毎年協力をいただいておりますことにありがとうございます。今年度も10月4日に実施いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

30年度の決算を迎えるにあたり、包括ケアシステム包括ケア推進室を設置して、丸2年経ちました。北海道から武藤室長を迎えて、包括ケアシステムのさらなる推進に努めているところであります。その一つとして、小規模多機能型居宅介護施設の整備を進めております。議員の皆様と情報共有、そしてご意見をいただきながら整備のほうを進めてまいりたいと考えております。

また、30年度新たな事業といたしまして、介護サービス利用者負担軽減事業を実施いたしました。恵心園と老健いさりびの統合に伴って事業を実施し、特養いさりびなどの利用者などに対しまして、月々の負担の軽減というものが図られております。

最後に、2年目を迎えました高齢者入浴無料券交付事業、これにつきましては平成30年度は年齢要件を75歳から70歳に引き下げて実施しているところでございますが、交付率は減少している状況となっております。

それでは、詳細につきまして、介護福祉グループ所管分について、佐藤(利)主査より説明いたします。

竹田委員長 佐藤(利)主査。

佐藤(利)主査 介護福祉グループの佐藤です。よろしくお願いいたします。

一般会計からの説明をさせていただきます。歳出から説明させていただきます。

決算書、72ページ・73ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費 決算額 3億6,585万9,977円となっております。

説明資料、95ページをお開き願います。

主なものについて、ご説明いたします。

1. 100歳祝記念品の贈呈については、事業費は消耗品を含めて40万6,488円、対象者は4名となっております。

5の訪問・外出支援サービス事業、事業費は778万2,000円、訪問サービス事業利用実績は、利用者251名、年間延利用人数1万247名となっております。

外出支援サービス事業、利用実績は利用者32名、年間延利用人数268名となっております。

説明資料、96ページをお開き願います。

6. 除雪サービス事業については、事業費は149万円、利用者は102名となっております。

7の高齢者屋根の雪下ろし等助成事業については、事業費 65万2,989円、年間延利用人数は27名となっております。

11. 介護従事者待遇改善事業、事業費 498万7,500円。介護従事者の待遇改善、介護職員

の定着化並びに職員不足の解消につなげ、介護サービスの向上に結びつけることを目的として実施しております。実績としては、助成対象者105名、常勤75名、非常勤30名が賃金改善となっております。

説明資料、97ページをお開き願います。

13. 高齢者等入浴無料券交付については、事業費 255万5,584円、対象者である70歳以上の高齢者と障がい者の合計1,611名のうち、558名が無料券の交付を受けております。交付率は36.3%、利用率は24.4%、入浴施設はビュウ温泉のとやさんです。補助金として、北海道後期高齢者医療広域連合の補助金 80万円の交付を受けております。

14. 介護サービス利用者負担軽減事業については、事業費 510万3,017円、社会福祉法人等が介護保険サービスに係る利用者負担額を軽減することにより、低所得者で生計が困難である者及び生活保護者生活の安定を図り、介護保険制度の円滑な運営を図ることを目的として実施しております。平成30年度からの事業で、特養いさりびに入所している41名が対象となっております。

次に、不用額についてです。

決算書、74ページから75ページをお開き願います。

民生費、社会福祉費、老人福祉費、委託料 予算額 1,578万円に対し、執行額 1,497万160円、不用額 80万9,840円については、除雪サービス事業委託料の減、生きがい活動支援通所事業委託料の減によるものです。

負担金補助及び交付金 不用額 189万6,834円については、高齢者等屋根の雪下ろし助成事業補助金の減、介護サービス利用者負担軽減事業補助金の減によるものです。

扶助費 不用額 39万8,327円については、対象者の入所が後れたことによる減となっております。

繰出金 不用額 792万471円については、介護給付費繰出金の減、事務費の減によるものとなっております。以上でございます。

続いて、在宅介護支援費をご説明いたします。

決算書、76ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、4目 在宅介護支援費 決算額 125万6,058円となっております。前年と同じ内容となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

竹田委員長 歳入も続けてお願いします。

佐藤（利）主査。

佐藤（利）主査 歳入を説明させていただきます。

決算書、16ページ・17ページをお開き願います。

11款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 63万9,000円は、養護老人ホーム措置費負担金です。

決算書、18ページ・19ページになります。

12款 使用料及び手数料、2項 手数料、2目 民生手数料、1節 福祉手数料 53万円は、除雪サービス手数料、生きがいデイサービス手数料となっております。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、4節 介護保険低所得者保険料軽減負担金 99万4,500円となっております。

決算書、22ページ・23ページになります。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、5節 介護保険低所得者保険料軽減負担金 49万7,250円となっております。

2目 民生費補助金、2節 老人福祉費補助金 175万3,453円は、老人クラブ運営補助金、介護サービス利用者負担軽減事業補助金となっております。

決算書、38ページ・39ページをお開き願います。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、3節 雑入 保健福祉課のうち在宅サービスセンター管理収入 24万4,128円、社会福祉法人木古内菡愛会清算譲渡金 2億2,416万4,863円となっております。

以上でございます。

竹田委員長 説明をいただきました。これより質疑をお受けします。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

決算書75ページ、資料ナンバー8番、97ページ、高齢者等の入浴無料券負担金です。

決算 235万6,000円ということで、予算は709万円が30年度の予算でございました。

その中で、対象者1,532名と、障がい者のかたが79名いますので、1,611名と。そのうちの交付人数が585名で、交付率が36.3%、細かくデータ書いているわけですけれども。この事業、予算・決算いままでもここ数年見ていると、なかなか事業自体は道から補助金も80万円ほど出ている中で、高齢者の心身の健康の補助を図るという意味では素晴らしい事業だということは、私自身理解はしております。ただその一方、交付率が36.3、利用率が24.4と。非常にこのまま低迷のまま、なかなか改善できないなというのは、感じるところであります。その中で、広報をはじめ周知をしっかりとされているということも理解しています。それを踏まえた上で、決算のこの数字を見て、担当課として例えば利用者さんの声でありましたり、施設の声でありましたり、あとは課としては周知方法でしたりしっかりやっているとは思うのですけれども、そもそもこの事業の内容をもしかしたら見直すタイミングなのかなと思う部分ももしかしたらあるかもしれないなと思いつながらぬ。あと、高齢者及び障害者の心身の保養と健康の保持を図るという部分では、このような形じゃなくてももしかしたらほかの別な形で、且つ道からの活用できる補助金ももしかたにあるのであれば、もしこの結果を踏まえて改善が難しいという判断がもし担当課するのであれば、別のサービス内容事業を展開しなくてはならない時期にきたのかなとそうように私は感じておるのですけれども、担当課からひとことふたこといただければなと思います。

竹田委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 この事業については、決算委員会・予算委員会等々で再三ご指摘をいただいたところでございます。平成30年度につきましては、まず広報については毎月掲載しました。且つ70歳以上の先ほど課長の冒頭挨拶もありましたが、対象年齢を下げたところですが、平成29年度と比較しても大幅に伸びておりません。参考までに令和元年度9月までの状況ですが、やはり交付率が3割程度となっております。この3か年、ことしはまだ全部終わっていませんけれども、見ますとやはり大幅に伸びることは今後ないだろうというふうに推測しております。

また、利用者さんの声につきましては、以前にもここで話したと思いますが、私も直

接高齢者のお宅にお邪魔した時、あるいは除雪事業の集金等々でお伺いすることがあったので、ちょっと聞いてみたことがあるのですが、やはり自宅にお風呂があるので行く必要がないとか、やはり設備に不安がある。手すり等々がある自宅のほうが良いとかあとは交通費、手段がないので郊外にあるものですから、そこまで行くことがなかなか難しいというような声も聞いております。なので現状では、このままでは伸びないと思っております。ただ、じゃあ交通手段を確保すれば伸びるのかということですが、役場のほうでは物理的に例えば送迎バスを走らせるですとか、職員が送迎を行うですとか、これは物理的に無理だと考えております。じゃあ今度は、北光タクシーさんを使うかということになれば、これは費用的に莫大な費用がかかりますので、財政的には困難だと思っております。したがって、現状のままですと3か年度を見て、見直し・検討をせざるを得ないのかなというふうには考えております。以上です。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 鈴木委員の質問の答弁に対してなんですけれども、私もやはりこれまで交付率がパーセンテージなかなか上がらなくて、その中で担当課のかたが努力されていたのも見えてきました。その中で、いま室長おっしゃるように、本当に高齢者のかたが温泉に行く需用があるのかと考えた時に、やはりパーセンテージに現れているのが実情であって、実は36%交付されたうちの利用率が24%、これは行政のかた勿論把握していないというしかないと思うのですけれども、譲り受け等々も実情あったりして、本当に利用されているかたには良い制度ですけれども、比率としては相当少ないというのが実情です。ただ、この交付の制度があることによって、喜ばれて心身ともに健康になられているかたもいることから、縮小しても続けることに意味があるんじゃないかと思っておりますので、いま1か月に1回分の交付ということですが、これを利用されているかたには縮小してでも、今後何とか続けていただいたほうが業者にとってもいいのかなという思いはあります。プラス、やはりやることによってその制度が善し悪し町民が望んでいる望んでいない様々な検証結果の上、またその予算をここは縮小するけれども、新たな制度を考えていくっていうのは担当課の努力だと思いますので、引き続きこの結果を踏まえた上で、新しい展開に進んでいただきたい。

この入浴券交付と同時に雪下ろし、この年によっては雪の多い年少ない年によって、件数上下すると思うのですけれども、30年度の実績を見ると確か雪多い年だったと思うのですけれども、その中で利用者数が27名。はたしてこの制度自体が必要なのかなと。逆に言うところの27名、10年ぐらいやっています、7・8年でしょうか、この制度やってから。じゃあどうにかたが利用しているってこともデータ見れば把握されているわけですから、その方々のケアって逆にできるんじゃないのかなって。ボランティアを利用したりとか、町内会に依頼したりとか、そういうことにつなげていければいいのかなと。すぐにこれをすっぱり止めろってことじゃないですけれども、新たな展開にこういう利用と言いますか予算に対しての使用が少ない、執行率が少ない部分に関しては、これに限らずどんどん縮小、あるいは新しい事業に替えていくと思っておりますので、そのような考えを今後進めていただきたいと思いますので。以上です。

竹田委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 いまの平野委員のご意見も踏まえまして、令和2年度の当初予算要

求等々の際に、また検討して予算委員会等々でご議論をいただきたいなど考えております。
以上です。

竹田委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 なければ、これで一度終わります。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、介護保険について、佐藤(利)主査。

佐藤(利)主査 介護保険特別会計の歳出から説明させていただきます。

なお、主な内容を説明いたします。

決算書介護保険、16ページ・17ページをお開き願います。

1款 総務費 決算額は、4,136万120円となっております。主に、人件費と事務費となっております。内容については、前年同様となっております。

介護認定審査会の状況については、資料108ページ・109ページに記載しております。

決算書、22ページ・23ページをお開き願います。

2款 保険給付費 決算額は、5億5,588万7,681円となっております。

説明資料、99ページをお開き願います。

主に、平成31年3月末の状況を説明させていただきます。

(1) 介護保険事業運営状況について。

①では、第1号被保険者数の3年間の推移を記載してございます。31年3月末では、1,991人となっております、3年間ほぼ横ばいとなっております。

③は、要介護認定者数です。31年3月末では計429人、第1号被保険者の21%が認定を受けております。

100ページをお開き願います。

2段目⑥、サービス受給者数について。

31年3月末では、居宅介護サービス受給者では182名のかたが在宅で介護サービスを受けており、認定者の約42%となっております。

地域密着型サービスについては、グループホーム杉の木と杉の木別館などを利用されているかたで、町外も含め32名のかたがサービスを利用されています。

施設介護サービスについては、合計80名で、介護老人福祉施設が65名、介護老人保健施設が9名、介護療養型が1名、介護医療院が5名となっております。右端のサービス受給者の計294名のかたが介護サービスを利用されています。前のページで、認定者429人のうち約68.5%のかたがサービスを利用している状況です。

次に⑧は、町内施設の入所状況です。

31年3月末では、いさりびの入所者が町内59名、町外19名、あわせて78名で、昨年より6名増となっております。杉の木は本館が2ユニットで18名定員、別館は9名定員、あわせて

27名定員です。31年月末の入居者は町内19名、町外8名、あわせて27名で満員となっております。

次に、101ページをお開き願います。

⑨保険給付費支払状況です。イ.平成29年度では、合計5億8,567万2,000円で、前年から1,008万円ほど増加しておりますが、ウ.平成30年度では、合計5億5,586万9,000円で、前年から2,980万円ほど減少しております。

102ページをお開き願います。

⑩主なサービス別支給状況です。左から平成30年度の実績件数、金額、計画数には、第7期計画の一年目の計画数、次に対計画比を記載しています。

総合事業では、訪問型、通所型あわせて、年437名のかたが利用されております。

訪問型サービスについては、対計画比で105万円ほどマイナスとなっており、介護予防サービスの通所リハは、対計画比で215万円ほど上回っております。

3段目の居宅では、訪問介護、短期入所生活介護が計画値まで伸びていない状況で、逆に通所介護、通所リハ、特定施設入居者生活介護、認知症対応型生活介護では、それぞれ対計画比では170万円から550万円程度実績が上回っております。

下段の施設では、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設が約2,000万円ほど計画より少なくなっております。

続いて、地域支援事業費は、西村主査より説明いたします。

竹田委員長 西村主査。

西村主査 福祉グループ、西村です。

続いて、地域支援事業の主な内容を説明いたします。

決算書、24ページ・25ページをお開き願います。

3款 地域支援事業費、1項 地域支援事業費、1目 介護予防生活支援サービス事業費は、2,144万5,880円を支出しています。主なものとしましては、人件費と介護予防に係る費用となっております。

次に、26ページをお開き願います。

19節 負担金補助及び交付金で、訪問介護相当サービス費が614万8,760円、通所介護相当サービス費は204万5,550円を支出しております。

資料のほうの110ページをお開き願います。

1. 介護予防事業費、(1) 介護予防生活支援サービス事業です。

30年度は、訪問型サービスで339名、通所型サービスで98人の利用となっております。

次に、(2) 一般介護予防事業、①介護予防把握事業につきましては、95名に実施し、包括支援センター職員で状況確認のため、個別訪問をしております。

生活支援体制整備事業として、社協のほうに委託をして、木古内町地域支え合い推進協議会でも地域の課題や必要なサービスの検討を図っております。

②通所型介護予防事業です。運動を楽しむ会につきましては、自主サークルとして実施されております。生きがい教室は、閉じこもり予防、仲間作り生きがい作りを目的に開催しております。健康マージャン教室です。健康マージャン教室は、頭のトレーニングや指先の運動を目的として開催し、定員の半数が男性の参加者となっております。

(3) 一般高齢者施策、①介護予防普及啓発事業、認知症サポーター養成講座は、30年度

は役場職員を対象に行っております。認知症カフェは、認知症の当事者や介護をしている家族、地域住民等の誰もが参加し集う場所として、様々な情報交換や交流を図り、認知症について理解や地域作りの推進のために、開催しております。

次に、資料のほうですが、111ページをお開き願います。

開催支援ですが、生活支援体制整備事業を社協に委託し、地域のかたが交流を目的に集まるサロンの開催を行っております。

次に②、地域介護予防活動支援事業です。ふれあい農園では、永盛・木古内保育園の園児の29名にも参加していただいております。

次に、決算書の26ページになります。

2目 包括的支援事業・任意事業費は、1,833万1,938円支出しております。主なものとしては、人件費と包括的支援等に係る費用となっております。

次に、資料戻りまして111ページ、1.包括支援事業、(1)介護予防ケアマネジメント業務です。予防給付ケアプランの作成を行い、要支援1・要支援2をあわせまして、30年度は計480件の作成となっております。

ケア会議、総合相談・支援業務につきましては、昨年同様となっております。

竹田委員長 佐藤(利)主査。

佐藤(利)主査 続いて、公債費からご説明いたします。

決算書、30ページ・31ページをお開きください。

4款 公債費については、支出はありませんでした。

決算書、32ページ・33ページをお開き願います。

5款 諸支出金 決算額 1,519万8,578円につきましては、第1号被保険者保険料還付金、国庫支出金等過年度分返還金となっております。

歳出の合計は、6億5,222万4,197円となっております。歳出は以上です。

竹田委員長 歳入もお願いします。

佐藤(利)主査。

佐藤(利)主査 歳入を説明させていただきます。

なお、主な内容を説明いたします。

決算書、介護保険8ページ・9ページをお開き願います。

1款 保険料 決算額 1億1,669万7,000円となっております。

説明資料、103ページをお開き願います。

①保険料収納状況、ア.現年度分では、平成30年度の所得段階ごとの状況を記載しております。収納額計は、1億1,619万6,200円、未納額は114万6,100円、収納率99%、普通徴収の未納者は30名となっております。

3段目は参考として、平成29年度の収納状況を記載しております。

次に、滞納繰越分保険料ですが、調定額 312万3,650円、収納額が50万800円、不納欠損額が96万2,850円、未納額は166万円、収納率16%となっております。

資料、104ページ・105ページは滞納状況と不納欠損処分一覧となっております。

保険料の収納状況につきましては、以上でございます。

決算書に戻りまして10ページ、4款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 保険者機能強化推進交付金については、平成30年度から交付されており、市町村の自立支援重度化防止

等の取り組みを支援するために創設されたものです。平成30年度につきましては、125万8,000円交付されております。保険者機能強化推進交付金を除いて、8ページ・9ページの2款分担金及び負担金から12ページ・13ページの9款 諸収入までは、前年同様の内容となっております。

歳入全体の決算額は、6億8,873万2,616円となっております。

資料、106ページをお開き願います。

決算について、まとめております。

最初に歳入では、介護保険料や国庫支出金、繰入金、繰越金含む合計①で、6億8,873万3,000円となっております。

予算額Aに対して、決算見込額Bが少ない要因は、調整交付金や給付費等が計画値より少なかったことが上げられます。

次に、歳出についてです。

総務費や人件費と事務費で、保険給付費は居宅や施設の保険者負担分や高額介護サービス費、地域支援事業は介護予防包括的支援事業費、合計②で6億5,222万5,000円となっております。

歳出について、予算額Aに対して、決算見込額Bが少ない要因は、給付費や地域支援事業費が計画値より少なかったことが上げられます。

107ページをお開き願います。

歳入歳出の差し引きAは、歳入合計①から歳出合計②を差し引いた、3,650万8,000円が翌年度に繰り越す金額となっております。

B・C・Dで、令和元年度中に国庫負担金、道費負担金、支払基金の返還があり、実質の収支は（ア）で、2,400万4,000円となっております。

単年度の収支としては、（ア）の実質収支差引額 2,400万4,000円から、前のページの（イ）繰越金の2,732万4,000円を差し引き、単年度収支は332万円のマイナスとなっております。要因は、調整交付金や支払基金交付金が計画額より少なかったことが上げられます。

以上でございます。

竹田委員長 介護サービスもお願いします。

西村主査。

西村主査 介護サービス事業特別会計のご説明をいたします。

介護サービス事業特別会計歳出は、決算書介護サの12ページをお開き願います。

1款 総務費 歳出合計決算額 210万3,000円となっており、前年と同様となっております。

次に、歳入は決算書介護サ、8ページをお開き願います。

1款 サービス収入 歳入合計決算額 210万3,000円、歳入歳出同額となっております。

以上でございます。

竹田委員長 介護保険サービス事業会計含めて、これより質疑を受けます。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

決算書25ページ、資料番号8の111ページでございます。

決算書の8 報償費、ふれあい農園の指導員の報償費でございます。こちらは、6万円の

予算に対しまして、5万6,000円ということで、ただその上の講師の謝金のほうがこちらも予算6万円同じく出ていて、計12万円の予算計上だったんですけれども、ゼロ円だったことに対しての説明をお願いしたいと思います。

また、この地域の介護予防活動支援事業、ふれあい農園というこの支援事業は、8月に子ども達、永盛と木古内保育園の園児29名も参加されているということで、少子高齢化が進む町で園児と高齢者、そして一次産業の農が本当に素晴らしい事業だなということで、私自身はそのように理解しております。その中で、平成28年度・29年度・30年度と利用者数もさほど減ることもなく、本来であれば減ってくるのかなという形で私表を見たところ、減ることもなく推移していますので、これはもう担当課の日頃の努力の現れなのかなということで理解はしております。ということで、質問といたしまして一つが、講師の謝金の決算がゼロ円だったということのこの説明と、あとこの支援事業の中で毎回、私今回の決算委員会聞いているんですけれども、利用者さんの声でありましたり、課題でありましたり、何か担当課としてそういう声を受け止めていることがあればお教えいただければと思います。以上です。

竹田委員長 西村主査。

西村主査 まず、一つ目の質問であります講師の謝金につきましては、前年度なんですけどフラダンス教室というものを行いました。それで、その際に講師の謝金ということで、金額のほうがかかっております。30年度につきましては、フラダンス教室のほうの機会を作る形ではなかったというのがまず一つあります。

それから続きますのでふれあい農園の参加者ですとかそういった部分、あとは声につきましては、やはり人数的にはさほど推移はないかと思うんですが、やはり皆さんだんだんと高齢になっておられて、集まるかたにつきましては各地域から来ていただいているんですが、人数に偏りがあったりですとか、そういったところはあります。ただ、皆さんやはり農作業をというのを楽しみにしていただいておりますので、皆さん張り切って参加されていらっしゃるというのが実情です。ただ、なかなか30年度につきましては、ちょっと天候等で物の収穫のほうですとか、そういったところが若干例年よりも上手くいかなかった部分はありましたが、それでも町内の各施設さん等にお裾分けというわけではないんですけれども、持って行って届けている状況です。

竹田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ありがとうございます。一番、嬉しいですよ。農作業を楽しみにしているというのがとても嬉しい利用者さんの声だということなので、私も受け止めさせていただきます。一つだけ、確認させてください。例えば担当課、町のほうで足となる移動となる部分をカバー、現状どのような形でいま利用者さんが移動しているのかなというところを現状を確認したかったです。やはりいまの説明でどうも偏りが、たぶん一度出たかたは楽しいので、毎年出られると思うんですよ。ただ、高齢者のかたで足がなくて行けないかたがもしかしているのかなとかその辺りの利用者さん、本当は利用したいんだけど、利用者になっていないかたの部分のサポートと言いますか補助と言いますか、現状のいまの移動手段という部分で、何か補助的なものをしているものがあればお教えいただければと思います。

竹田委員長 西村主査。

西村主査 参加者の移動等につきましてですが、ふれあい農園の部分につきましては、それ以外の事業のほうで参加者さんの送迎等は、行っております。健康マージャン教室であったり、生きがい教室等で利用者さんの送迎を行っております。ふれあい農園につきましては、老人クラブ連合会のほうに委託をしている状況にありますので、基本的には皆さんで地域のかたで乗りあってきていただいているのが実情です。

竹田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 実情、わかりました。マージャン教室等は、対応されているということですね。

それで、老人クラブの連合会さんのほうと例えば今後の課題としまして、いつも送迎の部分はお任せはしていたんですけれども、実際町として課としてサポートできることがもしあれば、高齢者のかたのさらなる利用促進、そして健康、そして農作業を楽しみにしているっていうかたをもっともっと増やして、健康的な高齢者のかたが増えていただければいいなとそういった思いがありますので今後、移動手段に関しましては、連合会さんの声を聞きながら柔軟に対応していただければなとそのように努めていただければなと思います。答弁はいりませんので、ありがとうございます。

竹田委員長 ほか。

安齋副委員長。

安齋副委員長 安齋でございます。

資料の103ページ、保険料収入状況について、少しお伺いをしたいと思います。

イの滞納繰越分保険料でございますが、約300万円に対して50万円の収納、欠損額が約100万円、3分の1、未納額が166万円ということで、収納率16%、約6分の1というふうになっておりますが、前年度よりは収納率は良くなっているということですが、不納欠損額のほうは額は増えていると。この不納欠損額というのは、結局損切りという数字になるわけですね。この額というのは、どうしても収納できないという数字と取っていいんでしょうか。

竹田委員長 羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 介護保険法において介護保険料は、2年で時効を迎えます。時効の中断は、督促若しくは分納という形になります。この96万円2,850円につきましては、全て2年の時効を迎えたものということで、このように毎年2年時効を迎える都度、不納欠損処分という形で処理をしております。なお、この処理をされた方々がサービスを利用する際にはペナルティがございます。通常ですと1割で、介護サービスというものは利用できるんですけども、保険料に滞納があり、さらに不納欠損処分された場合には、全額を負担するなり3割負担するという形で、サービス利用というペナルティがございます。以上です。

竹田委員長 安齋副委員長。

安齋副委員長 いまおっしゃられたような内容で、2年失効になったようなかたのペナルティというお話がありましたけれども、そういうかたが当然やむを得ずそういう施設を利用するケースがあると思います。その場合にやはり同じように、仕方なく病院なりにかかりました、けれどもそういうかたですから当然お金がないです、払えないですということになるとそれもやはり欠損という形になっていくものなんでしょうか。

竹田委員長 羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 現時点で、不納欠損処分を処理されたかたで、サービス利用したとい

う実績はございませんので、そのような事例はないので、ご承知ください。

竹田委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、以上で保健福祉課について、終えたいと思います。

どうもご苦労様でした。

5分間、休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時33分

(2) 税務課

竹田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

税務課の皆さん、ご苦労様です。

できれば午前中に上げたいと思っていますので、少しご協力のほどお願いします。

それでは、早速、高橋課長。

高橋税務課長 おはようございます。

それでは、私のほうからはじめに、税務課所管の決算概要について、説明をさせていただきます。

地方財政の自主財源の中心である町税の税収確保のため、平成30年についても前年度同様、収納率の向上に努めてきました。平成30年度の一般会計の町税の決算額は、5億718万8,905円となり、当初予算で見込んだ現年度分・滞納分を含めた収納率より1.8%増となっております。説明資料として、平成30年度町税収納状況一覧表を添付しておりますが、町税全体の現年課税分の収納率は、前年度より0.1%増となり、逆に滞納繰越分は対前年度比減となりましたが、現年課税分・滞納繰越分を含めた全体の収納率は、対前年度比0.2%増の92.3%の収納率となっております。

次に、国民健康保険税の現年度分は0.5%増の96.7%、滞納繰越分は0.4%増の11.9%となり、現年度分・滞納繰越分を含めた全体では2.3%増の67.7%の収納率となっております。

町税及び国保税を含めた全体では、86.9%と前年度比0.9%増となり、10か年の中でも昨年を上回り、過去最高の収納率となっております。この要因につきましては、数回にわたる催告書の送付、差し押さえ、納税相談等の結果と考えております。今後も貴重な一般財源の確保のため、収納率の向上に向け滞納者へ納税相談をはじめ、財産等の差し押さえを積極的に実施をしていきたいというふうに考えております。

なお、担当主査より一般会計、国保会計の税に関する所管分についての決算の詳細についてご説明しますので、よろしく願いいたします。以上です。

竹田委員長 山下主査。

山下主査 おはようございます。よろしく願いします。

それでは、税務課所管分につきまして、私のほうから説明させていただきます。

税務課所管分につきましては、町民税等に係る一般会計分と国保税に係る国保会計分がございまして、まずは一般会計分から説明させていただき、その後国保会計の税に関す

る部分について、説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、一般会計歳出から説明いたします。

決算書は、62ページ・63ページをお開きください。

2款 総務費、2項 徴税费、1目 税務総務費で、予算額 510万3,000円に対しまして、決算額 488万2,058円となっております。

1節の報酬及び9節 旅費、次のページになりますが11節の需用費、12節 役務費につきましては、固定資産評価審査委員会委員報酬、職員普通旅費、法規追録費、納税組合の集金時の現金取扱いにかかる保険となっております、例年と同様の支出内容となっております。

13節の委託料につきましては、地方税共通納税システム導入業務委託料としまして、119万8,800円支出しております。

これは、来月10月から全国の自治体で運用が開始される事業者などの納税者が電子的な処理により納税することができるシステムの導入業務に係る委託料となっております。

14節の使用料及び賃借料、19節の負担金補助及び交付金につきましては、国税連携に関連するデータ処理システムと専用回線使用料、納税貯蓄組合補助金以下記載のとおりとなっております、前年と同様の支出内容となっております。

続きまして、2目の賦課徴収費になります。予算額 580万8,000円に対しまして、決算額 562万7,552円となっております。

9節 旅費から12節 役務費につきましては、職員研修旅費、封筒の印刷製本費などとなっております、例年同様の支出となっております。

13節 委託料につきましては、次のページに説明が記載されておりますが、今年度4月から運用を開始しておりますコンビニエンスストア収納に係るシステム導入業務委託料としまして307万6,056円を支出しており、各税に係る賦課業務事務委託料や督促状の圧着機エクサプレスシーラーに係る保守管理委託料は例年同様の支出となっております。

続きまして、決算書160ページ・161ページをお開きください。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利息及び割引料 町税等還付金 582万9,536円のうち税務所管分は、一番上の黒丸のところになりますが、法人町民税還付金 7件 303万2,400円、固定資産税還付金 1件 400円、町道民税還付金 4件 16万4,436円、合わせますと319万7,236円が町税還付金となっております。

歳出は以上となっておりますので、引き続き歳入のほうに入ってよろしいでしょうか。

竹田委員長 お願いします。

山下主査。

山下主査 それでは、歳入の税務課所管分について、説明いたします。

決算書は、12ページ・13ページとなりますが、決算書に記載しております税務課所管分の歳入に関しましては、資料番号8 決算審査特別委員会説明資料に記載しておりますので、こちらの資料にて説明させていただきます。

それでは、資料の65ページをお開きください。

こちらの表は、平成30年度町税等収納状況一覧表になります。

このうち、一般会計にかかる分について、ご説明させていただきます。

こちらの表を上段に税目、予算額、調定額、収入額から現年度の収納率について記載したのようになっており、上から個人町民税、法人町民税と続きまして、入湯税までが一般会

計で歳入となる税目となっております。税目ごとの予算額、調定額は記載のとおりとなっておりますので、主に収入額及び収納率について、ご説明いたします。

まずは、個人町民税ですが、収入額は現年課税分で1億4,356万6,760円、滞納繰越分では203万2,901円となっております、不納欠損額は188万9,077円、収納率は現年課税分98.7%、滞納繰越分11.7%となっております。

次に、法人町民税ですが、収入額は現年課税分で3,449万9,300円、不納欠損額は18万9,200円で、滞納繰越分の収入はありませんでした。収納率は、現年課税分99.8%となっております。

続いて、固定資産税ですが、昨年度は3年に一度の評価替の年であったことや、北海道新幹線関連の大規模償却資産の減価償却による税額が減となったことにより、収入額は現年課税分で2億5,500万9,672円、滞納繰越分は422万7,650円、不納欠損額は70万4,300円、収納率は現年課税分、対前年度比0.2%増の98.6%、滞納繰越分につきましては17.3%となっております。

続いて、国有資産所在市町村交付金及び納付金につきましては、調定額、収入額ともに同額の765万1,300円であり、収納率は100%となっております。

次に、軽自動車税になります。収入額は現年課税分で966万3,100円、滞納繰越分は9万8,000円、不納欠損額は6万5,600円、収納率は現年度課税分は対前年度比0.4%増の98.9%、滞納繰越分は16%となっております。

続いて、町たばこ税ですが、調定額、収入額ともに4,919万4,172円となっており、収納率は100%です。

次に、入湯税です。こちらにつきましては、高齢者等入浴無料券交付事業により、対前年度比 26万4,900円増の124万6,050円、収納率は100%となっております。

一般会計に係る税の計としましては、①の一般税計の欄になりますが、現年課税分の調定額は対前年度比 2,114万円程減の5億648万8,704円、収入額は対前年度比 2,064万円程減の5億83万354円、収納率は対前年度比0.1%増の98.9%となっており、滞納繰越分につきましては調定額は4,272万8,745円、収入額は635万8,551円、不納欠損額は284万8,177円、収納率は14.9%となっております。

1款の町税につきましては、以上となっております。

続きまして、決算書のほうに戻りまして、19ページになりますのでお開きください。

12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料のうち、税務課所管について説明させていただきます。

上から二つ目の税務証明手数料ですが、所得証明書等の交付手数料で、収入額 31万9,500円となっております。その下の町税督促手数料の収入額は、12万4,000円となっております。

決算書は、26ページから27ページになりますので、お開き願います。

14款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、2節 徴税費委託金につきましては、町道民税の納税義務者数に一定率乗じて交付される道民税徴収取扱費としまして、57万9,838円収入しております。

続きまして、決算書34ページ・35ページをお開きください。

19款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目・1節 延滞金につきましては収入があ

りませんでした。2目・1節 過料は3,100円となっております。これは、札幌国税局からたばこ税の手持品課税について、全道で展開している小売販売業者に指導が入ったことにより、その当該販売業者からの収入となっております。

次に、5項・1目・3節 雑入の税務課所管分ですが、内容につきましては1枚めくっていただきまして、37ページの一つ目の黒丸になります。

土地精通者意見価格調書作成手数料としまして、1万1,400円収入しております。こちらにつきましては、税務署からの町内の土地の評価額等について、紹介された19件分の調査の回答に対する収入となっております。

以上で、一般会計の歳入の説明が終わりましたので、引き続き国保会計のほうに入らせていただいていたいいでしょうか。

竹田委員長 続けて、お願いします。

山下主査。

山下主査 それでは、国民健康保険特別会計税務課所管分について、ご説明いたします。

歳出から説明いたします。国保特別会計の決算書は20ページ・21ページになりますので、お開き願います。

1款 総務費、2項 徴税費、1目 賦課徴収費、予算額 352万6,000円、決算額 339万9,020円となっております。

30年度では、一般会計での決算額の説明でも触れましたが、13節 委託料で、コンビニエンスストア収納システム導入業務委託料として、98万4,744円支出しております。

ほか9節 旅費から11節 役務費と19節の負担金補助及び交付金につきましては、賦課徴収に関する消耗品、郵便料、渡島・檜山地方税滞納整理機構の負担金と例年同様の支出内容となっております。

2目の納税奨励費は、予算額 13万5,000円、決算額 12万9,600円となっており、国保税に関するパンフレットの購入費用で例年同様の支出となっております。

決算書は、42ページ・43ページとなりますので、お開きください。

8款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 一般被保険者保険税還付金、23節 償還金利子及び割引料は2万500円、2目 退職被保険者等保険税還付金につきましては、支出がありませんでした。

歳出の説明は以上となっておりますので、歳入のほうに入らせていただきます。

決算書のほうは、8ページ・9ページになりますが、こちらにつきましても一般会計同様、先ほどの資料にて説明させていただきます。

資料の65ページをお開きください。

平成30年度の町税等収納状況一覧表ですが、国保税につきましてはこちらの表の真ん中から下のほうにかけまして、国保税一般から退職、そして国保税の計を記載しております。

まずは、国保税一般分ですが、予算額・小計額は記載のとおりとなっておりますので、収入額は現年課税分で9,943万9,543円、滞納繰越分では631万7,071円となっており、不納欠損額は366万819円、収納率は現年課税分、対前年度比で0.5%増の96.7%、滞納繰越分は12.1%となっております。

続いて、国保税退職分ですが、収入額が現年課税分で6万4,654円、滞納繰越分では2万8

44円となっており、不納欠損額は15万7,598円、収納率は現年課税分100%、滞納繰越分では2%となっております。

国保税の計としましては、②の国保税計の欄になりますが、現年課税分は調定額、対前年度比 534万円程減の1億299万2,700円、収入額は対前年度比462万円ほど減の9,960万4,197円、収納率は対前年度比0.5%増の96.7%となっており、滞納繰越分につきましては、調定額は対前年度比 863万円ほど減の5,343万730円、収入額では対前年度比 78万円ほど減の633万7,915円、不納欠損額は381万8,417円、収納率は11.9%となっております。

国保税を含む現年課税分、滞納繰越分をあわせました町税全体の収納状況は、④の合計になりますが、調定額、収入額は記載のとおりとなっており、収納率は86.9%で前年度比較しますと0.9%程向上しているところです。

また、資料のほうの次のページ66ページのほうには、過去の収納状況としまして、収納率などの推移を参考までに載せております。

67ページの上段のほうには、納税方法別の収納状況となっており、給与や年金からの特別徴収が全体の23.3%、納税組合での納付、口座振替がそれぞれ13.9%、10.3%となっており、窓口納付者が52.5%となっております。

同じく67ページの下段には、滞納整理機構収納状況となっており、移管額、収納金額、収納率はそれぞれ記載のとおりです。また、資料68ページ以降には、不納欠損処分について理由別ごとに掲載したものととなっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

1款の国民健康保険税につきましては、以上となります。

決算書のほうに戻りまして、10ページ・11ページをお開きください。

一番上の科目になります。2款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 督促手数料は、6万3,300円となっております。

次のページになります。

7款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目 延滞金、1節 一般被保険者延滞金は、43万4,054円となっており、2節 退職被保険者等延滞金につきましては、収入はありませんでした。

続いて、次のページになりますが、3項・8目・1節 雑入になりますが、税務課所管分としましては、渡島・檜山地方税滞納整理機構の過年度精算還付金 15万1,822円となっております。これは、滞納整理機構の平成29年度決算で余剰金が生じた分を各町に案分し還付されるものです。

国保会計にかかる税は、以上となっております。ご審議よろしくお願いたします。

竹田委員長 以上、説明が終わりました。これより質疑をお受けしたいと思います。

安齋副委員長。

安齋副委員長 安齋でございます。

資料65ページ、一覧表の中で固定資産税ということで、あと同じ資料の中の68ページに、個人別内訳ということで記載してございますが、この固定資産税なんですけれども、徴収できないという理由が換価可能財産なしということになっているんですけれども、この土地かと思うのですけれども、固定資産税ということ言えば。この土地についての何かしらの処分というか、差し押さえなり競売なりという実績はあるんでしょうか。お尋ねしま

す。

竹田委員長 高橋課長。

高橋税務課長 ここ数年、不動産の差し押さえ等はございません。まず、差し押さえの一番手段としましては、換価しやすいものからということで、預貯金やそういうものから年金等を含めて、まず差し押さえをさせていただいているということで、現在のところそういうような預貯金等を含めた差し押さえが主になっているという状況でございます。

竹田委員長 安齋副委員長。

安齋副委員長 その差し押さえるべき動産なり預貯金なりがなかったといった時に、その土地自体たぶん残っていると思うのですけれども、その差し押さえなり失効というかそういうのはしないんですか。

竹田委員長 山下主査。

山下主査 いまその土地とかについては、現状ではその後も町で公売するというようなことは、いまのところ実績はないです。今後なんです、当然公売になるような土地については、税務署からも押さえられているような土地がほとんどです。その際には、税務署の担当とも連携を取っておりますので、その際には先に優先順位が税務署になりますので、そちらについて公売するということになりましたら、町についても当然請求もしておりますし、手続き等についても税務署とは連携を取ってやっているところです。

竹田委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、以上で終わります。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

(3) 農業委員会

竹田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

これから産業経済課の審査に入る前に、産業経済課のほうから資料の差し替えについて依頼があり、私のほうで目通ししてこれを許可したいと思っております。資料の119ページの4月の一番最後にあります、「農動」ってところの「動」が「道」でなくて「動」になっていた部分の。

(「委員長」と呼ぶ声あり)

平野委員。

平野委員 説明してもらえばいいんじゃないですか。説明してもらった上で、委員長判断ではいいと思いますけれども、皆さんどうですか。

竹田委員長 それじゃあ資料の訂正の部分について、課長のほうから簡単に説明願います。

片桐事務局長。

片桐農業委員会事務局長 皆さん、どうもご苦勞様でございます。産業経済課でございます。

まず前半、資料の差し替えの件について、ご説明をさせていただきたいと思います。

産業経済課の119ページでございます。ここの4月・5月に書いております「農用地、水路、農動の草刈り」という欄がありますけれども、その「農動」の「動」が「農業の道路」に訂正をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、同じく今度122ページでございます。

はこだて和牛ブランド推進事業についてという資料でございます。こちらの3番目、事業の状況の欄の補助金の欄、こちらが246万2,000円、当初の資料では246万円になっていると思うのですが、それが246万2,000円に訂正をいただきたいと思います。あわせて、(2)の計の欄、492万7,431円になっていると思うのですが、そちらが492万5,431円ということの訂正でございます。よろしく願いいたします。

竹田委員長 この部分について、資料の差し替えとして、許可したいと思いますが、皆さんいかがですか。きのうも資料の関係でちょっとあったものですから、若干この期間がある中で、やはりきちんと精査すべきだろうというふうに思っています。いいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時05分

再開 午後1時07分

竹田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

片桐事務局長。

片桐農業委員会事務局長 それでは、改めまして皆さんご苦勞様でございます。

農業委員会事務局長の片桐でございます。

わたしのほうから、若干の概要説明をさせていただきます。

農業委員会につきましては、10名の農業委員がおりまして、農地利用最適化推進委員の任務も当町の農業委員が担っております。

また、農地台帳の一定の情報について、インターネットクラウドで全ての国民が見られるようになっていくということで、これらの対応も行っております。

平成30年度は、こうした情報公開に向けて対応を行ってまいりました。また、農業委員会の総会については、年9回開催をしまして、農地パトロールなども行ってきたところでございます。

それでは、詳細につきましては、担当主査より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

竹田委員長 加藤(隆)主査。

加藤(隆)主査 それでは、農業委員会所管の歳出からの説明でよろしいでしょうか。

それでは、決算書101ページをお開きください。

6款 農林水産業費、1項 農業費、1目 農業委員会費、執行率は99.3%となっております。

1節 報酬 252万円、内訳につきましては、会長36万円、これは3万円×12か月となっております。次に、委員報酬ですが、2万円×12名×9名ということで、216万円になっており

ます。

続きまして、9節 旅費 15万9,460円です。

内訳につきましては、普通旅費 13万4,540円、会長及び委員の出張旅費となっております。

続きまして、委員費用弁償 2万4,920円です。

この委員費用弁償につきましては、総会出席時の費用弁償と現地立会調査に出向いていただいた時の費用弁償となります。

竹田委員長 主査、このまま読み上げるのではなくて、要点で説明してほしいんだよね。

加藤（隆）主査。

加藤（隆）主査 続きまして、事務局費となります。

まずは報償費、農業委員視察研修報償費、これ執行ゼロとなっております。理由につきましては、昨年度、全道大会が札幌市で行われたのですが、町有バスが車検ということで使われず、職員が公用車を運転して出張したため、運転手への報償費の執行がなされておられません。

続きまして、9節 旅費 18万8,400円です。

内訳につきましては、事務局の研修会等への出張旅費で、農業者年金の職員研修、あと事務局長会議等、農地台帳システムの研修会等の出席となっております。

続きまして、11節 需用費 12万1,461円です。

農業者年金業務に伴う一般消耗品の購入で、主にプリンターインク、用紙等購入しております。

続きまして、12節 役務費 1万6,400円、これは郵便料です。

続きまして、13節 委託料 27万7,560円、これにつきましては農業委員会にありますシステムの保守管理委託料で、農家基本台帳や農地地図情報等の農地情報のシステム管理となっております。

続きまして、19節 負担金補助及び交付金 12万1,300円です。

内訳につきましては、記載のとおり、北海道農業会議への会費ということで9万4,500円、渡島地方農業委員会連合会負担金で2万6,800円となっております。

歳出は以上です。

続きまして、歳入をご説明いたします。

決算書、19ページをお開きください。

上段から四つ目、土地現況証明手数料 3,700円でございます。

内訳につきましては、土地の現況証明5筆ありまして、5筆×500円ということで2,500円、それと営農証明手数料ということで4件ありまして、4件×300円、1,200円、合計3,700円となっております。

続きまして、25ページをお開きください。

中段から下です。二つ、農業委員会費交付金 173万3,000円です。これにつきましては、農業委員会事務局人件費が補助対象経費となっております。

次に、農地利用最適化交付金 120万円、これにつきましては農業委員への活動交付金となっております。

続きまして、29ページをお開きください。

一番上です。農地法権利移動許可権限移譲委託金 1万6,060円、これは北海道より権限移譲を行っておりまして、それに伴う交付金となっておりまして、農地法4条許可の2件ございまして、2件×8,030円で1万6,060円となっております。

続きまして、決算書37ページをお開きください。

下段、産業経済課内の農業者年金業務委託手数料 17万9,100円、これにつきましては農業者年金基金より業務委託されている手数料となります。

次に、土地精通者意見価格調書作成手数料 4,800円です。これにつきましては、税務署からの事務手数料で、評価額の算定調査に伴う事務手数料となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。

竹田委員長 農業委員会につきまして、いま説明が終わりました。これより質疑を受けません。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 なしということで、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

(4) 産業経済課

竹田委員長 それじゃあ、次に進んでください。

農業総務費、中山主査。

中山主査 産業経済課農林グループの中山です。

私のほうからは、農林グループ所管の決算について、説明させていただきます。

まずはじめに、農政の歳出の主要なものについて説明いたします。

決算書、100ページ・101ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業総務費について、ご説明いたします。

11節 需用費 海岸保全附帯設備点検業務事務消耗品 12万3,456円の支出です。

北海道から受託しております亀川地区の樋門10箇所、船揚場3箇所の農地海岸の点検業務に係る消耗品として支出してございます。

19節 負担金補助及び交付金 130万1,440円の支出です。

こちらについては、各種団体等への負担金として支出しておりまして、例年どおりとなっております。

農業総務費については、以上になります。

続きまして、決算書102ページ・103ページになります。

4目 農業振興費について、ご説明いたします。

11節 需用費 39万8,844円の支出です。農業用施設維持修繕費で、支出してございます。昨年、9月・10月に発生した台風の影響で川が増水し、大平地区の頭首工の一部が破損したため、修繕した費用でございます。

13節 委託料 農業振興地域整備計画策定業務委託料 270万円の支出です。

この計画は、農業農村地域の整備に関する法律に基づき策定が義務づけられておりまして、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用を促進することを目的とした計画です。当町におきましては、昭和60年以降、見直しが実施されていないことから、

平成29年度・30年度の2か年で見直しをしたところでございます。

平成30年度においては、計画策定に向けた資料を作成し、北海道と協議を進めまして、公告縦覧を行い計画を策定したところでございます。

19節 負担金補助及び交付金 2,867万1,946円の支出です。

中段になります、多面的機能支払交付金事業補助金 1,455万3,357円の支出です。

説明資料の25ページを参照願います。

農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、設立しました地域共同活動組織「木古内地区資源保全会」に対しての補助となっております。

事業面積は、田・畑・草地あわせて7万3,000aで、事業費につきましては、1,455万3,357円となっております。

費用負担につきましては、国が2分の1、道と町がそれぞれ4分の1で、町の負担のうち、普通交付税と特別交付税も入っております。

この木古内地区資源保全会の平成30年度の収支実績につきましては、収入が1,672万6,923円に対し、支出が1,537万1,944円となっており、差引収支が135万4,979円となっております。これにつきましては、翌年度に繰り越しして、活動を継続していくこととなっております。事務局は、新函館農業協同組合の知内基幹支店となっております。

なお、この詳細につきましては、説明資料118ページに添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして、決算書に戻っていただきまして、農業競争力強化基盤整備事業分担金(繰越)912万4,920円とその下、農業競争力強化基盤整備事業分担金 226万809円の支出です。説明資料は、また25ページとなります。

農地の生産性向上並びに農作業の効率化を図るために、用排水路整備、ほ場整備を実施するための分担金となっております。

平成30年度においては、用水路1km及び排水路10m、用地測量、用地買収等で9,108万6,000円の事業費となっておりまして、地元の負担である12.5%分を支出してございます。

なお、箇所図等については、説明資料120ページに添付しておりますので、ご参照願います。

次に、決算書に戻っていただきまして、下から二段目になります。

ほうれん草調製作業省力化試験事業助成金 9万5,000円の支出です。

ほうれん草の収穫における作業コスト低減のため、ほうれん草の調製作業省力化機械である根切り機1台を試験導入・調査・検証した費用に対する助成として支出してございます。

次に、経営体育成支援事業補助金 253万5,000円の支出です。

中心経営体等の地域の担い手が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援する国の制度になります。一企業のかたが代掻きロータリー、ロールベアラーの各1台を購入した経費の3割分を補助金として支出してございます。なお、財源については、全て国からの補助金となっております。

農業振興費については以上で、続いて決算書、104ページ・105ページになります。

5目 畜産業費について、ご説明いたします。

19節 負担金補助及び交付金 282万2,954円の支出です。

褐毛和種優良繁殖雌牛導入事業補助金 131万8,808円の支出です。

説明資料の26ページをご参照願います。

平成30年度においては、導入者数が5名で、10頭の繁殖雌牛導入に対して補助してまいります。

次に、酪農ヘルパー利用事業補助金 20万7,223円の支出です。

説明資料、同じく26ページになります。

平成30年度においては、利用戸数8戸で利用回数105回のうち、35回分に対して補助してまいります。

次に、畜舎増棟事業補助金 46万6,560円の支出です。

説明資料、同じく26ページになります。

増棟者1戸に対し、補助してまいります。

以上が農政の歳出の説明になります。

歳入もよろしいでしょうか。

竹田委員長 歳入も願います。

中山主査。

中山主査 それでは、農政の歳入を説明させていただきます。

決算書、16ページ・17ページをお開き願います。

11款 分担金及び負担金、1項 分担金、1目 農林水産業費分担金、1節 農業費分担金 農業競争力強化基盤整備事業分担金（繰越）620万4,946円とその下、農業競争力強化基盤整備事業分担金 157万3,041円の歳入です。

歳出で説明しました、事業に係る農家負担分となっております。

決算書、20ページ・21ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 農林水産業費補助金 1節 農業費補助金 経営安定対策基盤整備緊急支援事業利子補給補助金 1万円の歳入です。

歳出の農業振興費で支出している利子補給金の国からの歳入で、100%の事業となっております。

次に、経営体育成支援事業補助金 253万5,000円の歳入です。

歳出の農業振興費で支出した、経営体育成支援事業に係る国からの補助金で、これも100%になります。

決算書、24ページ・25ページをお開き願います。

14款 道支出金、2項 道補助金、4目 農林水産業費補助金、2節 農業費補助金、1段目と2段目です。農業経営基盤強化資金利子補給補助金 4万338円と、畜産経営維持緊急支援資金利子補給補助金 13万3,715円の歳入です。

歳出の農業振興費と畜産業費で支出しております、利子補給金の北海道分として収入しております。農業経営基盤強化資金のほうは50%、畜産のほうは3分の2が歳入として入っております。

次に、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 47万2,140円の歳入です。

歳出の農業総務費で支出しております、木古内町農業再生協議会の補助金として収入しております、100%の補助率となっております。

次に、多面的機能支払交付金事業補助金 1,100万2,017円の歳入です。

歳出の農業振興費で説明しました、多面的機能支払交付金の国と北海道の負担分をあわせて収入しております。

決算書、28ページ・29ページをお開き願います。

14款 道支出金、3項 道委託金、3目 農林水産業費委託金、1節 農業費委託金、上から2番目です。海岸保全付帯設備点検業務委託金 18万6,922円の歳入です。

歳出の農業総務費で説明しました、農地海岸の点検業務に係る北海道からの委託金となっております。

一段下になります。

農業農村整備事業監督等補助業務委託金 28万2,960円の歳入です。

歳出の農業振興費で説明しました、農業競争力強化基盤整備事業において農林グループの主査、私が工事監督員の補助員として依頼されておりました、その人件費分を収入しております。

以上で、農政部分についての説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

竹田委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けます。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時29分

再開 午後1時30分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただ、産経ばかりではないんですけれども、資料の作りなんだけれども、せつかく25ページ・26ページなんかで、事業内容・事業量・実績・効果って書いているんだけれども、例えば26ページの「繁殖和牛導入を支援」。これは、こういう事業だよっていうことをただ予算であればわかるんだけれども、決算であればその結果どうだったっていう部分がやはりあるべきだっていうふうに思うんだよね。これ特に産経ばかりでなくて、ずっと見てもみんなどっちかって言えばそういう感じなんだよね。やはりもうちょっとこの資料の作りについては、こういう効果があった、こういうまずさもあったとか、やはり実態を明らかにしなければ今後の部分につながっていかないのかなって。ただ、事業の内容はこうだよっていう制度をただ言っているだけ。そして、何戸で何頭だよって。その結果例えばどうだったって部分につながらなければ、そこまで調査していないのかもわからないけれども、やはりその辺も含めて資料の作りについては、研究されたいっていうふうに思います。

次。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、次に入ります。

中山主査。

中山主査 それでは次に、林政の歳出の主要なものについて、説明いたします。

決算書が104ページ・105ページとなります。

6款 農林水産業費、2項 林業費、1目 林業総務費について、ご説明いたします。

30万以上の不用額が一部ございまして、説明資料43ページ・44ページの不用額一覧をご参照願います。

まず一つ目、林業総務費の工事請負費で、木古内町多目的活性化施設建設工事の入札残がありましたので、不用額となっております。

次に、負担金補助及び交付金で、狩猟免許等取得補助金について、狩猟免許の取得者がいなかったことによる不用額となっております。

ただ、昨年度の決算の際に、狩猟免許の取得補助金については、1名のかたが取得に向けて進んでいるということで説明させていただきましたが、試験日の状況もありまして、昨年度の実績ではなく今年度の実績で、その1名のかたが狩猟免許をいま取得したところでございます。また、もう1名のかたが取得に向けて進んでおりますので、本年度であわせて2名のかたが新たに猟友会木古内支部へ加入する予定となっております。

決算書に戻っていただきます。

決算書、104ページ・105ページです。

8節の報償費 84万7,000円の支出でございます。

2段目、有害鳥獣対策報償費 68万5,000円の支出でございます。

出動報償費として、クマ出沒による出動が22箇所へ要請しております。タヌキの出動は、延べで5人工出動していただいております。シカの出沒については1人の分を支出しております。

ワナ見廻り報償費としては、熊ワナ設置による見回りで、10箇所へ見回っていただきまして、171日分を支出しております。

捕獲報償費としては、シカ15頭、タヌキ17匹、キツネ1匹の捕獲で支出してございます。

次に、12節の役務費 3万5,000円の支出でございます。

森林組合事務所建設に伴う、各種手数料として支出してございます。

13節 委託料 146万8,800円の支出です。

森林組合事務所建設に伴う実施設計業務として、支出しております。

15節 工事請負費 2,265万8,400円の支出でございます。

木古内町多目的活性化施設建設工事として、支出してございます。

19節 負担金補助及び交付金 22万3,000円の支出です。

こちらにつきましては、各種団体等への負担金として支出してございまして、例年どおりとなっております。

林業総務費については以上で、続いて決算書106ページ・107ページをお開き願います。

2目 林業振興費について、ご説明いたします。

11節 需用費、林道維持補修費 27万円の支出でございます。

大平林道の一部が破損したため、修繕した費用となっております。

13節 委託料 林道補修事業委託料 12万円の支出でございます。

佐女川林道などの7.5kmについて、春1回、秋1回の草刈りを中野町内会へ委託しております。

19節 負担金補助及び交付金 757万7円の支出でございます。

2段目にあります、未来につなぐ森づくり推進事業補助金 687万9,717円の支出です。

説明資料、27ページをご参照願います。

人工造林の公共補助金残に対し、道16%、町10%を補助する事業です。

30年度については、2企業、3個人で20.77 h a の事業を行っておりまして、道・町補助分あわせて26%を支出しておりまして、道の16%分は、歳入の道補助金として収入しております。

次に、森林整備対策事業補助金 57万3,340円の支出です。

説明資料、同じく27ページをご参照願います。

下刈り、除伐・枝打ちの公共補助金残に対し、経費の一部を補助する事業です。

20個人のかたが下刈り、除伐あわせまして42.69 h a の事業を行っておりまして、それぞれの助成内容のもと、支出しております。

林業振興費については以上で、続きまして決算書同じページになります。

3目 町有林管理費について、ご説明いたします。

13節 委託料 2,735万6,400円の支出でございます。

森林環境保全整備事業 間伐業務委託料 918万円の支出です。

説明資料、28ページをご参照願います。

幸連地区で23.12 h a を行っており、この事業の収支につきましては、751万7,497円のプラスとなっております。

次に、森林環境保全整備事業 下刈業務委託料 126万3,600円の支出でございます。

説明資料、同じく28ページになります。

佐女川地区、瓜谷地区、1回刈り・2回刈りあわせまして、9.6 h a を行っておりまして、支出しております。

森林環境保全整備事業 植栽業務委託料 143万6,400円の支出でございます。

説明資料、同じく28ページです。

札蒨地区で1.3 h a を行っており、支出しております。

皆伐業務委託料 639万3,600円の支出でございます。

説明資料、同じく28ページです。

幸連地区で3.82 h a を行っておりまして、この事業の収支については、88万6,979円のプラスとなっております。

一段飛ばしまして、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業 間伐業務委託料 412万5,600円の支出でございます。

説明資料、29ページになります。

中野地区で10.26 h a を行っており、この事業の収支につきましては、273万1,927円のプラスとなっております。

次に、林地台帳システム導入事業委託料 253万8,000円の支出でございます。

平成28年法律の森林法等の一部を改正する法律によりまして、平成31年ことしの4月から林地台帳システムを本格運用しなければならず、運用開始するためのシステムを導入した費用となっております。

次に、森林所有者調査業務委託料 138万2,400円の支出でございます。

新たな森林管理制度に伴う、森林所有者の調査40名を実施した費用となっております。

15節 工事請負費 1,128万6,000円の支出でございます。

薬師山・萩山遊歩道整備工事で、支出しております。

説明資料、121ページをご参照ください。

121ページのほうに図面を添付しております。概要にあるように、ルート⑤、またルート⑦・⑧を整備したところがございます。ルート⑤が105段、ルート⑦・⑧があわせて143段の整備をしたところがございます。

決算書に戻っていただきます。

19節 負担金補助及び交付金 26万1,900円の支出でございます。

はこだて森林認証協議会負担金として、支出しております。

以上が林政の歳出の説明になります。

歳入もよろしいでしょうか。

竹田委員長 あわせて歳入もお願いします。

中山主査。

中山主査 林政の歳入を説明させていただきます。

決算書、22ページ・23ページをお開き願います。

14款 道支出金、2項 道補助金、1目 総務費補助金、2節 地域づくり総合交付金、2段目になります。564万3,000円の歳入でございます。

歳出の町有林管理費で説明しました、薬師山・萩山遊歩道整備工事に対する北海道からの補助金となっております。補助率は2分の1となっております。

決算書、24ページ・25ページをお開き願います。

14款 道支出金、2項 道補助金、4目 農林水産業費補助金、3節 林業費補助金 森林環境保全整備事業補助金 806万9,617円の歳入です。

歳出の町有林管理費で説明しました、間伐・下刈り・植栽事業に対する北海道の補助金として収入しております。

次に、未来につなぐ森づくり推進事業補助金 423万3,651円の歳入です。

歳出の林業振興費で説明しました、未来につなぐ森づくり推進事業に対する北海道の補助金として収入しております。

次に、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業補助金 322万1,640円の歳入です。

歳出の町有林管理費で説明しました、事業に対する北海道の補助金として収入しております。

決算書、26ページ・27ページをお開き願います。

市町村森林所有者情報活用推進事業補助金 126万9,000円の歳入です。

歳出の町有林管理費で説明しました、林地台帳システム導入事業に対する北海道の補助金として収入しております。補助率は2分の1です。

次に、林業成長産業化地域創出モデル事業補助金 138万2,400円の歳入です。

歳出の町有林管理費で説明しました、森林所有者調査業務に対する北海道の補助金として収入しております。補助率は100%になります。

決算書、28ページ・29ページをお開き願います。

14款 道支出金、3項 道委託金、3目 農林水産業費委託金、2節 林業費委託金 有害鳥獣捕獲許可委託金と北海道自然環境保全条例委託金となっており、それぞれ北海道から

権限移譲の関係で収入しております。

決算書、30ページ・31ページをお開き願います。

15款 財産収入、2項 財産売払収入、2目 生産物売払収入、1節 生産物売払収入 2,137万1,563円の歳入です。

町有林管理費で説明いたしました、間伐また皆伐事業の材の販売収入になります。

以上で、林政部分についての説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

竹田委員長 それでは、林政についての説明を終わります。これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、次に水産商工。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時47分

再開 午後1時48分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

福井(弘)主査。

福井(弘)主査 それでは、私のほうから漂着船解体に係ります環境衛生費、労働費、水産業総務費、水産振興費、商工総務費、商工振興費、観光推進費について、ご説明させていただきます。

先に、不用額一覧のほうから説明させていただきたいと思います。

説明資料の43ページをお開きください。

一番下段、農林水産業費、水産業費、水産振興費、負担金補助及び交付金 不用額が251万4,573円となっております。

木古内漁港釜谷地区を活用した、ヤセウニ対策実証事業に対する北海道補助金の額の確定に伴う不用額の計上となっております。

続きまして、45ページをお開きください。

一番上段、商工費、商工振興費、負担金補助及び交付金 不用額 121万2,663円となっております。

中小企業保証料を当初12件見込んでございましたが、実績として11件しか利用がなかったことに不用額の計上となっております。また、中小企業小規模企業経営改善等支援補助金の実績に伴う不用額の計上となっております。

次の下の段となります。

観光推進費、負担金補助及び交付金 不用額が111万8,431円となっております。

北海道渡島地域・東京都特別区交流推進協議会に対する北海道補助金の額の確定に伴う不用額となっております。

それでは、環境衛生費から説明させていただきます。

決算書の94ページ目をお開きください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費、13節 委託料の札苅地区木造船解

体処理業務委託料 194万4,000円となっております。

説明資料の30ページをお開きください。

処分品目につきましては、木造船が1隻であり、平成31年2月7日から解体工がはじまり、除去処分は2月20日までかかっております。処分種類につきましては、木材類で10.18 tを処分しております。事業費のうち、174万9,000円が北海道補助金となっております。

環境衛生費の歳出については、以上となります。

続きまして、環境衛生費の歳入のほうの説明をさせていただきます。

決算書の24ページをお開きください。

14款 道支出金、2項 道補助金、3目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金 北海道海岸漂着物等地域対策推進事業補助金 174万9,000円を収入しております。こちらは先ほど説明いたしました、札幌地区木造船解体処理業務委託に係る歳入となっております。

環境衛生費につきましては、以上となります。

引き続き、労働費もよろしいでしょうか。

竹田委員長 お願いします。

福井（弘）主査。

福井（弘）主査 それでは、決算書の98ページをお開きください。

5款 労働費、1項 労働諸費、1目 労働諸費についてご説明いたします。

予算額 9万8,000円、決算額 9万7,200円、執行率が99.2%となっております。

19節 負担金補助及び交付金 5万円、団体に対する負担金となっております。

以上で、労働費につきましては、説明が終了といたしますが、水産のほうに入るとよろしいでしょうか。

竹田委員長 次に、水産に入ってください。

福井（弘）主査。

福井（弘）主査 それでは、水産業費について説明いたします。

決算書の108ページをお開きください。

6款 農林水産業費、3項 水産業費、1目 水産業総務費について、説明いたします。

予算額 168万9,000円、決算額 168万1,816円、執行率が99.6%となっております。

19節 負担金補助及び交付金 43万2,339円となっております。

各種団体に対する負担金となっております。

2目 水産振興費について、ご説明いたします。

予算額 2,421万7,000円、決算額 2,169万5,381円、執行率が89.6%となっております。

19節 負担金補助及び交付金 2,165万9,427円となっております。

ウニ人工種苗購入事業補助金 262万5,000円となっております。

説明資料の31ページをお開きください。

事業主体は上磯郡漁業協同組合となっております、20mmの種苗を25万粒購入しております。購入単価は22.68円となっております、事業費は567万円で、町が262万5,000円、漁協が304万5,000円で購入しております。漁獲量は12.5 tとなっております、種苗放流を継続実施し資源の維持管理を行ったことで、漁家経営の安定が図られております。

次に、アワビ人工種苗購入事業補助金 52万5,000円となっております。

説明資料の32ページをお開きください。

こちらの事業主体も上磯郡漁業協同組合となっており、35mmの種苗を1万2,000粒購入しております。購入単価は、94.5円となっており、事業費は113万4,000円、うち町が52万5,000円と漁協が60万9,000円で購入しております。漁獲量は1.1tとなっており、こちらでも種苗放流を継続実施し、資源の維持管理を行ったことで漁家経営の安定が図られてございます。

次に、木古内漁港釜谷地区を活用したヤセウニ対策実証事業補助金 101万4,903円となっております。

説明資料の33ページをお開きください。

事業主体は、木古内町ヤセウニ対策実証事業検討委員会となっており、構成団体は木古内町、上磯郡漁協、木古内町観光協会、オブザーバーといたしまして、北海道、北海道水産技術普及指導所、北海道大学水産学部に協力いただいております。実入りの悪いウニの給餌改善試験やウニ取り漁業体験、養殖しているウニの密漁防止のための防犯カメラを整備しております。事業費は392万9,824円で、町が101万4,903円、漁協が101万4,921円、北海道補助金が190万円となっております。

次に、定置網施設整備事業補助金 250万円となっております。

説明資料の34ページをお開きください。

事業主体は上磯郡漁業協同組合となっており、スターラインロープ32mmを600m、幅36m×高さ18mの手網を8枚整備しております。事業費は540万円で、町が250万円、漁業者が290万円となっております。

次に、木古内漁港札苅地区取水管施設整備事業補助金 1,463万円となっております。

引き続き、説明資料の34ページの下段のほうをご確認ください。

事業主体は上磯郡漁業協同組合となっており、高密度ポリエチレン管を60m、チェーンネット5箇所、コンクリートウェイト6箇所を整備しております。事業費は、2,112万4,800円で漁協が649万4,800円、町が1,463万円となっております。町負担分のうち、970万円が北海道補助金となっております。

水産業の歳入については、以上となります。

あわせて歳入のほうよろしいですか。

竹田委員長 歳入もお願いします。

福井（弘）主査。

福井（弘）主査 それでは、水産に関する歳入についてご説明いたします。

決算書の22ページをお開きください。

14款 道支出金、2項 道補助金、1目 総務費補助金、2節 地域づくり総合交付金 地域づくり総合交付金の中の一歩下、970万円を収入してございます。こちらにつきましては、木古内漁港札苅地区取水管施設整備事業補助金に係る歳入となっております。

決算書の28ページをお開きください。

14款 道支出金、3項 道委託金、3目 農林水産業費委託金、3節 水産業費委託金 漁港管理業務委託金 45万2,514円を収入しております。こちらは、漁港使用料及び利用料の権限移譲委託金となっており、漁船が49隻、用地利用が14件、PB長期が34隻、短期使用が4隻の利用料で、45万2,514円を収入してございます。

決算書の38ページをお開きください。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、3節 雑入、一番上の段になります。

平成29年度水産基盤整備事業精算還付金 3,554円を収入しております。

以上で、水産の説明を終了させていただきます。

竹田委員長 ただいま環境衛生、労働、水産、三つにわたっての説明を受けました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

数字の確認を2点ほどさせてください。

決算書109ページの負担金補助及び交付金の一番下の欄、渡島地区漁業環境保全対策で終わっているのですが、予算書のほうには水産物供給基盤機能保全事業負担金40万円で、一応予算書には上がっているのですよね。ですので、このなかった説明をできればしてほしかったなというのと、あと2点目が水産振興費、同じく109ページ。19節 木古内漁港釜谷地区を活用したヤセウニ対策実証事業補助金、この内容につきましては、私も一部子ども達のいわゆる体験のほうも見学させていただきまして、中身・課題等含めていろいろ把握しているつもりですので、内容の質問はいたしません。それでいま確認が、一応予算書上は352万5,000円の予算計上で行っていました。この352万5,000円が町の持ち出し分として101万4,903円ということで、歳入で道補助が190万円、漁組等で101万4,921円、そういう内訳の事業費392万9,824円なのですけれども、この予算の時の352万円というのは元々町の自主財源で計上したものなのか、それとも道とか漁組からのある程度の歳入があるものという数字の設定だったのか。町の予算書だけで見ますと、約3分の1の決算になっているわけで、なので確認の意味で内容の変更があったものなのか、それとも道補助の部分を元々予定していたものなのか、それとも予定以外に入ってきたものなのか、その辺り詳しい説明していただければと思います。事業の内容はいいです。

竹田委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 鈴木委員からのご質問の2点でございます。

まず一つ目が、平成30年度予算書に水産物供給基盤機能保全事業負担金40万円ということでございます。こちら31年3月の定例会で減額補正させていただいてはございますが、基本的には道の事業が地元負担がないものが事業が着手できないということで、道からの変更がございまして、それで地元負担がゼロとなつてございましたので、3月の時に減額補正させていただいてございます。

あと、ヤセウニ対策実証事業でございますが、当初から道の負担金、歳入を見込んで町のほうの負担金補助及び交付金は中にいれてございましたので、半分と4分の1の町負担分の合算で、350万円某の分を予算を計上してございました。

竹田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。そうしますと1点目の水産の供給の事業のほう、基本的な考えとしまして、例えば予算書上がってきて、何らから道だどっかの補助金で、町からの持ち出しがなかった場合、決算書にはゼロとして載るのではなくて、その事業の備考欄そのものなくなるという解釈でよろしいのですか、いいのですよね。

竹田委員長 安齋委員。

安齋委員 安齋でございます。

決算書29ページ、水産業費委託金 45万2,514円、こちらのほうでいま管理費として入ってきているお金だということを伺いました。船が49の施設が14のプレジャーが34ということなのですが、これは釜谷・泉沢・札苅・木古内の4個を全部あわせてということの管理料なのでしょうか。

竹田委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 安齋副委員長のご質問の件なのですけれども、基本的にはプレジャーボート木古内の開放しているの釜谷となつてございますので、釜谷地区のプレジャーボートの利用の件数となつてございます。

竹田委員長 安齋副委員長。

安齋副委員長 プレジャーボートの分だけでこれだけ。

竹田委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 プレジャーボートの使用隻数につきましては、1年間置いている隻数で34隻と。短期利用ということで、1日ごとの申請されるかたが4隻分で、合計38隻がプレジャーボートとなります。あわせて漁船につきましては、木古内漁港は四つの漁港になっていまして、木古内地区・札苅地区・泉沢・釜谷地区、この四つの漁港を使われている漁師さんの船の隻数が合計で49隻となりますので、これの合算となります。

竹田委員長 安齋副委員長。

安齋副委員長 それで、そのうちのプレジャーボートのほうなのですけれども、使用料ということで入ると思うのですけれども、その使用者からいただいたお金使用料、それが丸々この管理費という形で入るのでしょうか。それとも何か一括して向こうのほうでという形で、入ってくるものなのでしょうか。

竹田委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 プレジャーボートの使用料の合算の24%が権限委譲委託金として北海道のほうから歳入として振り込まれると。因みに漁船につきましては、利用料の合計額の18%ということで、道のほうで決められているパーセンテージにあわせて、権限委譲委託金として振り込まれるというような形になってございます。

竹田委員長 安齋副委員長。

安齋副委員長 それでは、プレジャーボートのほうなのですけれども、まだまだいまの段階で空きがあるという話を聞いております。ということは、これは埋まるともう少し収入が増えるということになるわけですね。その件に関してなんですけれども、使うかたの勝手なのではいけれども、空いているところを埋めるべくという何か努力はされているのかなと思ひまして。

竹田委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 いま現在も数隻、釜谷漁港のプレジャーボートが空いてございます。

基本的には、そこを利用していただいております2団体でございますので、そちらの事務局長さんのほうにも空きがあることをお伝えしまして、仲間のかたに追加で置いていただくようなかたを声がけしていただいたりですとか、あとは町のホームページのほうにも空き情報を出してございまして、周知のほうは図つてございます。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 すみません、福井（弘）主査が一般質問しているのに、決算委員会も何も聞かないのはどうなんだと目をしていきますので、何点かちょっと確認を兼ねて聞きたいと思えます。

恒例になっているウニ・アワビの放流の種苗の購入事業なのですけれども、事業効果としては毎年経営の安定化が図られたという記載あるのですけれども、平成30年においては前年比比べてもアワビにおいては、過去5年において漁獲量が下がっているのですね。以前からも議長もよくおっしゃるのですけれども、やはり1件・1件の漁師さんの経営安定が本当にこの事業で図られているのかということ調査することが大事だと思うのですけれども、漁師さんも減っている中、漁獲量が減っていてもこのウニの漁業に携わっている件数が何件あるのか。分母が少なくなればなるほど分子が上がるという観点から現状、ウニのこの漁獲をされている漁師さん何件あるのか。アワビについても同じく何件のかたがやられているのか。

それから、資料の33ページになりますけれども、ヤセウニの釜谷の漁港を活用したヤセウニ対策実証事業ですけれども、これについてはこの事業を活用した中で、防犯カメラの設置にも取り組めたと。これはかねてから、各種委員会でも密漁対策において必要な対策であると常に申し上げてきました。その中で、実質のカメラの設置により、密漁を目に見える形で防いでいるのかどうなのか、実際まだカメラ設置して1年経ちますよね。その間に、実際カメラ設置したって看板も付けたから、来ていないんだっていう声も含めて、カメラ設置に対してどのように町としては見解を持っているかお聞かせいただきたいと思えます。

それと、同じく資料の34ページの定置網については詳細書いていて、予算計上する際も詳しく説明いただいたのですけれども、再度この網を8枚作って漁業者の負担もあるわけですけれども、これ個人のもってことじゃないと思うのですよ。確か鮭をやるのに鮭の組合でやられていたと記憶するのですけれども、これだけ漁業者の負担があった以上、効果というのか実際のところどうだったのか。これ31年の水揚げに反映されるものなのかどうなのかも含めて、説明していただきたい。

竹田委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 平野委員からのご質問の件でございますが、まずウニの着業漁家数人数につきましては、21名となります。アワビにつきましては、20名となっております。

ヤセウニ対策の密漁防止の防犯カメラでございますが、設置してから釜谷漁港ですね。

木古内漁港釜谷地区で、密漁が船を使って密漁に出て行ったという痕跡がございまして、そちらにつきましては防犯カメラの録画されているテープを警察のほうと一緒に確認をしまして、基本的には車とあと海に下りているというところは確認はできてはございます。

なかなか顔までの特定等は至ってはいないのですけれども、そういう部分でまずは少しの抑止力にはなっているのかなと。あとは看板の設置、たぶん国道ぶちにいま防犯カメラの看板も設置してございまして、少しながらでもこの密漁に対する対策をしているというのが周知が図られているのではないのかなと認識してございます。

あと、定置網です。こちらにつきましては、29年度の台風で破断した網を直したものでございます。ですので、31年度の漁獲というよりは、30年度の漁獲ですので、こちらにつきましては一応予備基として、何かあった時にまたすぐ定置網をかけられるようにという

ことで、直したものはいま予備として保管しながら、いま現在ももう秋に入っていますので、今年度の定置網も3基、木古内の沿岸で設置をしているような形になってございます。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 それで、ウニ・アワビの件数の報告いただきましたけれども、この方々が過去に遡ってもこの事業をやることによって、収入が増やせているのか。それとも漁獲時期だとか漁獲量の制限がある中、もうそれ以上増やせない状況なのか、この事業をやっていることによって、これまで満度に漁獲の数量限られたのを常に満度でやれているのか。その辺の詳細というのかをやはりこの事業を応援している以上、行政として把握していなければならないと思うのですよね。その部分まで踏み込んで調査と言いますか、話を聞かれていますか。先ほど言いましたけれども、分母が大きければと話しましたけれども、過去に遡ると21名・20名がどの程度多かったのかというのは、いまパッと把握しているか。それが例えば平成26年でも27年でもいいのですけれども、それもわかれば教えていただきたい。わからなければその部分はあとでもいいです。まず収入についての詳細を把握しているかどうか、教えていただきたい。

竹田委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 ウニとアワビを着業されているかたの年収ベースというのは、把握はしてございません。ただ、ウニの水揚げ額ですとかアワビの水揚げ額につきましては、お知らせしているとおり資料にも記載しているとおりでございます。それとあわせて、平野委員も言われている着業漁家数で割っていただくと平均ではあるのですけれども、伸びているのか伸びていないのかというのがわかるかとございます。歴代の資料を見れば着業漁家数を出してはいるのですけれども、28年からのがいま手持ちであるのですけれども、28年度からウニの部分につきましては21名ということで、着業している漁家数は変わってございません。ただ、アワビにつきましては、28年度は21人でしたので、1名減ってございます。

私の確かな記憶ではないのですけれども、やはり年々少しずつ減ってはきているというふうな認識はしてございましたので、そういう部分を踏まえますと、ウニの水揚げから人数を割り返しますと、1漁家のかたの水揚げ額と言いますと、ある程度増えていると言うのですか、確保はされているとは認識してございます。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時27分

竹田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 ないようですので、5分間休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時35分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、商工関係、福井（弘）主査。

福井（弘）主査 それでは、商工費についてご説明いたします。

決算書、110ページをお開きください。

7款 商工費、1項 商工費、1目 商工総務費について、ご説明いたします。

予算額 545万6,000円、決算額 545万6,000円、執行率は100%となっております。

19節の負担金補助及び交付金 545万6,000円となっております、説明資料の35ページをお開きください。

木古内商工会補助金となっております、事業内容は商工会職員の人件費補助となっております。内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

決算書のほうに戻りまして、次に2目 商工振興費についてご説明いたします。

予算額 2億1,111万9,000円、決算額 2億970万3,767円、執行率が99.3%となっております。

19節の負担金補助及び交付金 5,250万1,337円となっております。

中小企業融資信用保証料補助金 63万7,563円となっております。

説明資料の36ページをお開きください。

運転資金が6件、設備資金が6件、合計12件分の信用保証料となっております。

次に、中小企業融資利子補給補助金 92万4,624円となっております。

説明資料の36ページの下段のほうをご覧ください。

融資利率が2.75%のうち、2%を補給しております。補給件数につきましては、34件となっております。

次に、はこだて和牛ブランド化推進事業補助金 246万2,000円となっております。

説明資料の122ページをお開きください。

事業概要は、総事業費が492万5,431円、補助金が246万2,000円、取扱業者が10社で、搬入数量等は記載のとおりです。

2の補助金は、仕入金額の2分の1以内の額を予算の範囲内で補助してございます。

3. 事業状況は、（1）入荷状況については9回入荷しております。数量等は記載のとおりとなっております。（2）事業費と補助金の状況も記載のとおりです。（3）販売状況につきましては、整形後が1,099.5kg販売数量が1,007.2kg、残数量が92.3kgとなっております。こちら決算3月末現在の残数量となっております、いま現在は全て販売して残量はゼロとなっております。（4）販売率、91.61%となっております。（5）の入荷部位と販売状況は、123ページをご覧ください。

部位の名称は、記載のとおりとなっております。搬入割合については、モモが16.4%、ウデが13.8%、バラが13.6%で、上位3位までとなっております。横の欄の補助適用前単価と補助適用後単価、販売額は記載のとおりとなっております。

決算書に戻りまして、中小企業・小規模企業経営改善等支援事業補助金 4,736万2,000円となっております。

決算審査説明資料の124ページをお開きください。

町内の中小企業・小規模企業の成長発展、事業の継続を図るため、店舗などの改修や設

備の更新、広報宣伝などに対する補助事業で、平成30年度から令和4年度までの5年間の時限事業となっております。総額予算は、5年間で1億5,000万円を基金に積み立てて運用しております。補助率は2分の1以内、補助金上限額は300万円となっております。申請件数は34件、総事業費が1億3,712万2,543円、補助金額が4,736万2,000円となっております。詳細は記載のとおりとなっております。

決算書の112ページをお開きください。

25節 中小企業・小規模企業経営改善等支援基金積立金 1億5,000万円となっております。

先ほど説明しました、支援補助金の基金積立金でございます。

次に、3目 観光推進費について、ご説明いたします。

予算額 2,237万9,000円、決算額 2,059万1,317円、執行率が92%となっております。

12節の役務費が0円となっております。

観光事業者を対象としたおもてなしセミナーの参加者募集に係る折込料を予定してございましたが、外国人観光客おもてなしセミナーを北海道観光振興機構の補助事業に振り替え、実施したことによって支出がございませんでした。

13節 委託料 335万8,444円となっております。

観光スポット看板設置事業委託料 63万1,800円となっております。

説明資料の38ページをお開きください。

北海道新幹線ビュースポット、道南いさりび鉄道までの誘導看板を木古内橋交差点に1基設置し、日本語、英語、中国語の3か国語で表記をしております。

次に、レンタサイクル実施業務委託料 34万8,870円となっております。

同じく、説明資料の38ページの下段となります。

実施期間は4月の28日から10月31日まで、設置箇所は道の駅、札苅、泉沢、釜谷地区に配置をしております。

次に、体験観光モニターツアー実施業務委託料 34万7,590円となっております。

説明資料の39ページをお開きください。

実施期間は7月の22日から24日の2泊3日で行っており、秋田県大館市から47名が参加してございます。

決算書の114ページをお開きください。

18節 備品購入費 動画撮影機材購入費 18万9,432円となっております。

上空からの映像を撮影するドローン1台を購入しております。

次に、イベント誘導看板購入費 16万2,648円となっております。

薬師山芝桜、札苅村上芝桜園などへ誘導する看板30枚を購入しております。

19節 負担金補助及び交付金 940万7,569円となっております。

木古内町観光協会補助金 526万4,837円となっております。

説明資料の39ページをお開きください。下段のほうです。

事業内容は各種イベントへの補助、郷土芸能やガイドなどの育成事業、木古内町の観光情報を発信するPR事業、事務局長の人件費補助となっております。

次に、北海道渡島地域・東京都特別区交流推進協議会負担金 98万5,532円となっております。

事務局は渡島町村会で、新幹線でつながる東京都江戸川区との交流事業として、江戸川区での観光プロモーション、当エリアを体感するモニターツアーの事業を実施してごさいます。

商工の歳入について、説明させていただきます。

決算書の28ページをお開きください。

14款 道支出金、3項 道委託金、4目 商工費委託金、1節 商工費委託金 商工会権限移譲委託金 1,965円、続きまして電気用品安全法権限移譲委託金 8,850円を収入しております。

決算書の30ページをお開きください。

15款 財産収入、1項 財産運用収入、2目 利子及び配当金、1節 利子及び配当金の中小企業等経営改善等基金積立金利子収入が0円となっております。こちらは、年度途中での基金積立だったため利子がかず0円となっております。

決算書の32ページをお開きください。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、6目 中小企業・小規模企業経営改善等支援基金繰入金、1節 中小企業・小規模企業経営改善等支援基金繰入金 4,736万2,000円を繰り入れております。

決算書の34ページをお開きください。

19款 諸収入、3項 貸付金元利収入、1目 商工費預託金元利収入、1節 商工振興費預託金元利収入 600万1,046円を収入しております。こちらは、元金が600万円と利息が1,046円となっております。

決算書の36ページをお開きください。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、3節 雑入 まちづくり新幹線課の3段目、いきいきふるさと推進事業助成金 315万円のうち、215万円分が産業経済課に関わる収入となります。こちらは、北海道市町村振興協会の助成事業で、2件採択をいただいております。1件目が木古内町魅力発信促進事業として、レンタサイクル事業、体験観光モニターツアー事業などに係る歳入となっております。補助率は2分の1以内で、100万円を収入しております。

2件目が、木古内町インバウンド誘客促進事業として、多言語パンフレット費、イルミネーション等実施業務委託料などに係る歳入となっております。115万円を収入しております。

次に、産業経済課から3段目、北海道観光振興機構助成金 50万円を収入しております。

こちらは、観光スポット看板設置事業に係る歳入となっております。補助率は2分の1以内となっております。

決算書の38ページをお開きください。

上から2段目です。雇用保険繰替金 8,082円を収入しております。こちらは、地域おこし協力隊の雇用保険本人負担分となります。

以上で、商工の歳入の説明は終了させていただきます。

竹田委員長 商工の説明が終わりました。これより質疑をお受けします。

平野委員。

平野委員 平野です。

まずは、商工費の決算書の110ページ・111ページ、振興費の中で各種産業まつり等々の

出展の際に、毎年予算に対して満度の補助をしていたと思うのですが、ことしに限っては報償費も含めて、予算に対して不用額が発生する補助になっていると思うのですが、その内訳について詳細を教えてくださいたいと思います。

それと、どうしても触れずにはいられないのは、こだて和牛ブランド化推進事業補助金ですが、常任委員会の中でも常に木古内町の1・2を争う特産品でもあるのは、こだて和牛について議論なるわけですが、このブランド化の補助事業については賛否多くありまして、資料の122ページになりますか。まさに先ほど竹田委員長おっしゃったように、この中身の詳細を資料として出すだけではなく、これまで数年にわたってきた意見として出してきた課題に対しての効果でしょうか、それをやはり担当課としてどう捉えているかというのをやはり知りたいのですよね。ここには記載ないのですが、これまでの様々な意見を受けた中で、実際補助として金額これだけの補助を出しているわけですから、やはり担当課として我々の意見にとらわれずに効果はこうなんだという部分と、また課題に対してはこのような課題があるというのを平成30年度の決算を受けて、この部分も詳しく報告いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

報償費並びに負担金補助金、鶴岡からはじまったオータムフェストが予算に対しての執行が少なく、毎年満度になっているようなイメージあるのですが、ことしに限ってはどのような中身で少なく執行になったのかについてのお聞きしたい。

竹田委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 平野委員からご質問の商工振興費の報償費の各物産店に関わる部分の不用額の部分でございますが、まず報償費の鶴岡大産業祭り出展報償費につきましては、こちらから参加していただいております町内事業者の旅費見合い分の報償費となっておりまして、当初予定していた人数よりも業者の人数が減ったことによる不用額となっております。

食旅フェスタ in 仙台の部分につきましては、はっきりもう少し中身見ればわかるのですが、予算額からして7,000円程度不用額となっておりますので、フェリー代等そこから辺の金額じゃないかと。すみません、もうちょっと調べてご回答させていただきたいと思うのですが、なにかと思います。

あと負担金につきましては、鶴岡大産業祭り負担金につきましては、こちら鶴岡市の実行委員会さんから請求がくる負担金となっておりまして、ブースの看板の補修等があればその分の請求、あとはテント代等の負担金となっております。基本的にその年々に使う使用している備品にあわせての請求となっておりますので、こちらは例年満度ではなくて、金額が若干増減しているような内容となっております。

オータムフェスト出展負担金につきましては、こちらは出展する際のブースがプレハブなのかテントなのか、あとはオータムフェストにつきましては3期にわたって開催してございまして、その会期ごとに負担金というのが金額変わっております。ですので、出る時期によって負担金が変わるということで、こちら例年予算よりは若干減っているような形になってございます。

竹田委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 まず、はこだて和牛の関係でございます。

このうちのはこだて和牛ブランド化推進事業補助金の経過と言いますか課題も含めてと

というご質問でございます。まず、町として考えますとやはりこの補助金が飲食店を利用されるお客様にとっては、極めて半分の補助ということになりますので、そこら辺についてはやはり一定の効果があるのかなと思っています。ただ、うちも年に1回必ずアンケート調査をしております、そのアンケート調査の結果を見ますと、やはりはこだて和牛の補助金がある限りは使いたいという結果が出ています。ということを考えますとやはり、この補助金がなくなるということになりますと、やはり各それぞれの飲食事業者の方々がはこだて和牛を使わなくなるのかなということも懸念をされます。

したがいまして、町とすればやはりはこだて和牛ブランド化推進ということもありますので、この補助事業につきましては、もう暫く続けさせていただきたいというふうに思っております。

竹田委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 いま当初予算の積算したものといま決算見ましたら、フェリー代がその期間安くなっているという部分で、3事業者分の約7,000円分が不用額となっております。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 課長の当然ながら効果は少なからずある、このあとも続けていきたい、その続けていきたい理由っていうのがこの飲食店さんがこの半額の助成があるからやってあげているのだよみたいな雰囲気になっているのですよね、現状。この補助なくなったらもううちではメニュー取り扱わないよ、そうしたら町が推奨しているはこだて和牛が町内の飲食店からメニューが消えてしまう、これはまずいじゃないか。ということはやめられない。予算が240万円使っているのですよ。当初、この事業はじまった時100万円からのスタートで、7年目ぐらいになりますか、もう。予算は当初から2.5倍にもなっている中で、一番重要なのが町民の方々がどの程度はこだて和牛が我が町の特産品だっていうことが浸透するかっていうことなのです。飲食店に行って一般町民のかたが食事としてはこだて和牛のメニューがセレクトにできるかって、それが未だにできていないっていうのが実情なのです。

我々議員もそうですし行政のかたも地元を活用しようっていうことで、地域での宴会の使用も積極的に使われていると思うのですけれども、その際には飲食店のかたもはこだて和牛を何とかメニューに使おうっていうことでもあります、我々比較的はこだて和牛を口にできる機会は多いのです。しかしながら、じゃあ一般のかたがどこまでできているかっていうのは、本当に薄いのです。これこれまでもずっと伝えてきた課題ですけれども、ですから、であれば飲食店のかたにどのような対応をすればいいかっていうことでずっと提案し続けてきたのですけれども、まずはこだて和牛を出した際には、宴会の際にもはこだて和牛を使っていますっていうプレートを作ったりしましたよね。それは、やっているのは見てきました。あとは、この事業があるので補助をしているので、本来はいくらのメニューなんだけれども、いくらになっていまお客様に提供していますっていう表示をぜひしてください。いま時期は補助の部分がありますので、この金額で食べられます。ですから、町民のかたぜひ召し上がってくださいっていう表示をしてください。

それでなければ、補助をしているありがたみを町民も感じませんし、それは未だにどの飲食店でも見たことはありません。そのような指示も含めて、飲食店のかたにこの事業なくなったらやめるよっていうことだけに怯えていないで、これだけの補助出しているのですから、やはり行政としての指示を飲食店にも含めてすべきだと思いますし、これま

でいっぱい提案してきているのですよ。そこの部分について、やはり取り組みが足りないなど言わざるを得ないのですよね。それは、いまは平成30年度の決算ですから、その反省も述べましたけれども、やはり今後に向けて課題をしっかりと洗い出して、担当課として取り組んでいただきたい。そのことを申し添えて終わりたいと思いますし、ほかのかたも意見あればそのことをぜひ言っていただきたいなと思います。

竹田委員長 いま関連して、やはり飲食店を利用するお客さんがメリットあるっていう最終的にはそうだろうと思うのですけれども、やはりいま平野委員が言ったように、例えば資料の123ページ見れば、補助金適用しない部分から見れば、倍になっているのだよね、肉の価格が。そうすれば、そしていま木古内町の飲食店っていうか中で、なかなかはこだて和牛単品の例えばステーキだとか、和牛ハンバーグだとかっていうそういうメニューがやはり目にあんまり付かない、どこかにあるのかもわからないけれども。一定の何かの料理の中の一品としてはこだて和牛を添えるというなんか出し方みたいに見えるのだよね。

そうでなくて、いま平野委員も言っているように、町民還元和牛、還元型のはこだて和牛っていうか、なんかそういう部分であれするんでなければ目に見えたものが出てこない。

先般、9月の11日に国際ホテルではこだて和牛フェスタだか次の日町長のコメントも出ていましたから、これ町長が国際ホテルに行ったってことは、来年木古内でもそういう催しをやるんだなっていうことで、ちょっと若干期待っていうか楽しみにもしているんだけれども、やはり決算あるいは予算委員会の時も同じような議論がずっとしているのだよね。

だから、これ例えば資料の123ページ見れば、永遠に止められない。ずっと継続しなければ。そうでなければ、例えばあと来年いっぱいではこだて和牛の還元を終息するだとか、なんかそういう方向性を出して、違う形で町長のコメントでない木古内バージョンのはこだて和牛フェスタをやるとか、そういう部分でやったほうが町民還元で、町民は目に見えて喜ぶと思うのですよね。それは決算とは直接関係ないんだけど、今後に向けてはそういう部分も含めて、考えてもらわなきゃだめだろうと思うのですよね。

片桐課長。

片桐産業経済課長 ただいま平野委員、それと竹田委員長からもご指摘がありました。

町としては今後、観光振興計画がいまあるのですけれども、その中で若手の飲食の事業者との意見交換会を予定しております。その席で、新たなメニュー開発等も含めた協議・検討させていただきたいというふうに思っております。直接この補助事業の中身がどうこうということではありませんが、まずは町の若い飲食事業者の皆様方の発想を十分うちのほうでも聞き入れながら、まずはその意見交換会を臨んでいきたいなというふうに思っております。

竹田委員長 ということは、これをずっと続けるっていうことですよ。そこなんだって。

若い例えば人に集まってもらって、新しいメニュー、レシピを考える。ということは、この制度があるからやるっていうこと。これがなくても町の制度がなくても、若い人を集めてメニューの開発をして、はこだて和牛を普及するんだって。PRの費用については町が持ちましようって、そういうふうに持っていくならわかるけれども、新しいメニューあれしたらしばらくまた止められないでしょう。新しいもの作ってくださいって町が願うわけだから、止めましたっていうわけにはいかないわけだから。

どっちにしてもやはりこれはいろいろ前々から課題のある事業で、今回は決算だから使

った240万円、これがもうだめだとか良いつて言うんじゃないくて、今後に向けた部分の話に転換しちゃっているから。

平野委員。

平野委員 いま今後の見解も含めて課長からお言葉いただきましたけれども、私が30年度の反省も踏まえて言っているのは、飲食店で別に変わったメニューを作ってほしいわけではなくて、例えば過去に遡ると「ホタテ炙り丼」という開発した商品が現状どうなったのかと。やはり町民は一回は興味を持って新しいメニューについては行きますけれども、そのあと継続して食べるのかと思ったらそういう傾向ってないのですね。当たり前に日頃から牛肉を使った定食だったり、カツだったり、そういうメニューを当たり前にはこだて和牛を食せるっていう環境に整えて欲しいっていうのが意見ですので、そこをちょっと強く頭に入れていただきたいと思います。

それと別件になりますけれども1点、平成30年度はドローンを導入して講習会も受けて、実際30年度も活用されたと思うのですけれども、どのように活用されたのか。30年度の活用を活かして、今年度さらに進化して活用した内容をちょっと教えていただきたい。予算の時も聞きましたけれども、再度。

竹田委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 平野委員からのご質問でございますが、ドローンの活用方法でございます。30年度につきましては、サラキ岬ですとか畑です。あとは、新幹線のビュースポット、あとはみそぎ浜、佐女川神社等、木古内のスポットなり得るところの動画を作成しまして、そちらをPR動画に仕立てたものを海外のプロモーション等で配付をしたり、または実際に見ていただいたりということで、プロモーションで活用してございます。

あわせて、熊が出た場合にドローンを空から熊を場所の確認をするために使ってもございます。あと、それを踏まえて31年度今年度どのような活用をしているかということで、昨年度ドローンを購入した時期が桜の時期が終えていましたので、今年度につきましてはまず春の桜の時期で、村上さんの芝桜園、薬師山の芝桜、チューリップのほうの動画もいま撮ってございまして、この秋に向けてプラスアルファで動画のほうは編集しまして、PR動画の作成にいま取りかかっている最中でございます。

あと、今年度30年度の決算ではないのですけれども、31年度のアクションカメラも導入してございますので、この秋の鮭とかの遡上等の動画等もあわせて、組み合わせたPR動画を作っていきたいと考えてございます。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 30年度にまず撮られたPR動画を我々は見られますか、ホームページでも見られるようにしていますか。

竹田委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 ホームページでまだ公開してございませんので、でもすぐに公開できるような手配はさせていただきたいと思っております。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 すぐするということですので、日頃から申しているとおおり、観光にあたっては当然来られる観光客のかた大事なのですけれども、まず我が町の皆さんがこの木古内の良いところを把握していなければ、それを発信できないということ日頃から伝えています

ので、おそらくドローン撮影で、素晴らしい31年においては特に進化されたプロモーション動画等々を撮られると思いますので、町民もまだまだ木古内の良いところ知らない部分あるのですよ。それをよそにもそうですけれども、ホームページのみならず、地元の町民のかたにも木古内を改めて良く思ってもらうための発信も必要かと思いますので、そこにも取り組んでいただきたい。以上です。

竹田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

決算書115ページの使用料及び賃借料の多言語ホームページサーバー使用料 61万5,600円の質問でございます。

こちら、担当課として日本人目線、外国人目線でホームページの確認のほうをされていましてでしょうか。あと、担当課としてどのように評価されましたでしょうか、出来具合。

竹田委員長 福井(弘)主査。

福井(弘)主査 多言語ホームページサーバー使用料の件でございます。

こちらにつきましては、悠悠北海道という民間会社さんのほうのホームページのサーバーにアップをして、町のPRをするものでございます。普通の民間のホームページサーバーにアップするのではなくて、海外のサーバーに直接アップをするというような形のものでございます。いま現在、アジア圏の11カ国のホームページのサーバーに木古内町のページをアップしてございます。一部の国であれば中国ですとか台湾、タイ、シンガポール、ベトナム等が入ってございまして、英語・繁体語・広東語・韓国語、日本語と日本語のページもございまして、5カ国語でそれぞれのその国の言語が一番通じる言語で情報を出してございます。年間のアクセス数等でございますと、18万6,960件アクセスございまして、1か月だいたい1万5,000前後ぐらいのアクセスがございまして、そのうち確か7割程度が日本語以外の外国語のページを見られているという形になってございまして、その効果といたしましては、やはり日本語のページよりも外国語のページを見ていただいている割合が大変高いのでございますので、また外国人のかたが直接日本をアクセス検索する際に、自国のサーバーに直接つながるといような形になってございまして、そういう部分でも発地での旅行者にすると自国でのPRについては、大変効果があるものだと認識してございます。

竹田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

説明、ありがとうございます。約7割くらい外国人のページを見ているということなのですけれども、主に多い国のもし把握していたら。それで、私何が言いたいかといいますと、いま国内で見れる木古内町のホームページ、これも英語・韓国語・中国も2種類変換できるのですけれども、ホームページは基本的に文字だけではなくて、写真とか絵を活用しているページって木古内町多いですね。それで、普通の文章のところは翻訳されているのですけれどもバナー、いわゆる絵とかの中にある絵と、文字なのですけれどもたぶんパソコン、データ上は図としてたぶん判断されてしまうような部分がちょっと気になるのですよ。いまこれですぐ変換するとこれは日本のサーバーですから、してもやはり英語バージョンにしても中国バージョンにしても、すぐとか見るとか遊ぶとか泊まるとか、全てバナーが日本語のままなのですよ。ですので、外国版のサーバーのほうの対応がどのようにな

っているのかというのが気になったものですから、いまの主査からの説明の中ですと18万6,960件、1年間で見えていただいているということで、大変嬉しくは思うのですが、その質の部分一度確認していただいて、より良く多くのかたに見ていただき、そのホームページの中身をより深く理解してもらって、木古内町に興味を持ってもらうために、バナーの中の文字を確認していただきたい。いま答えられますか、その部分。

竹田委員長 福井（弘）主査。

福井（弘）主査 まず、18万の内訳なのですけれども、いま手持ちにあるのが言語ごとの内訳しかなくて、その中で一番多いのが7万7,000件くらいアクセスがあるのが繁体字となっております。繁体字の国が台湾・香港等となっておりますので、やはり函館に直行便がある台湾からの観光客のかたが一番多くページを見ていただいているとなっております。

ホームページのバナーの部分です。悠悠北海道ではなくて町のホームページということですね。悠悠北海道のページはネイティブチェックということで、その自国のかたのチェックが入っていますので、基本的には問題はないのですけれども、町のほうは本当にグーグル翻訳という簡易翻訳になっていますので、そこら辺がグーグル翻訳でバナーの部分を変換できるかというのは、確認させていただきたいと検討したいと思っておりますのでお願いいたします。

竹田委員長 1点だけ確認したいのですが、観光協会の補助金の中で、まち歩きガイドの組織に対する支援ありましたよね。これは、まち歩きガイドの組織が立ち上がったという捉え方でいいのかな。メンバーがどのくらいで、運営しているってことなのかどうか含めて。

福井（弘）主査。

福井（弘）主査 竹田委員長のまち歩きガイドの組織運営事業のご質問でございますが、いま現在ちゃんとしたガイド組織としての立ち上がりはなってございません。観光協会の事務局長の藤谷事務局長がガイドとして対応していただいているというような形になってございます。こちらの経費につきましては、ガイドを運営する際の保険等の経費となっております。あとは、必要なちょっとした備品類等を購入している経費となっております。いま現在、9月号の広報のほうでまち歩きガイドのほうを観光協会さんのほうで広報誌を活用して募集をかけてございます。あわせて、町の観光担当のほうも登録する方向で話を進めていまして、ガイド組織の協力も町としてもバックアップしていきたいと考えてございます。

竹田委員長 ここに組織運営事業ってということで、組織の母体が立ち上がったのかなっていうふうに思うものだから、ただまだ育っていないという位置付けでいいのかな。

福井（弘）主査。

福井（弘）主査 外部団体みたいな形ではないですね。

竹田委員長 わかりました。

ほか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 ないようですので、以上で商工・観光については、終えたいと思います。

どうもご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時30分

(5) 町民課

竹田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

町民課の皆さん、どうもお疲れ様です。

時間も若干押していますので、資料等活用する中で、要点の説明をしてください。

それでは、戸籍について、敦澤（祐）主査。

敦澤（祐）主査 戸籍担当、敦澤です。よろしく願いいたします。

私のほうからは、戸籍分・学童分にかかる決算について、説明させていただきます。

戸籍分の歳出より説明させていただきます。

一般会計決算書、66ページ・67ページをお開き願います。決算資料は、71ページ・72ページとなっております。

2款 総務費、3項及び1目 戸籍住民基本台帳費 予算額 768万4,000円に対し、決算額 736万8,934円、執行率95.9%となりました。

9節 旅費から12節 役務費は、例年と同様の支出となっております。

13節 委託料 588万5,676円、前年度対比 181万7,856円の増となっております。

要因といたしまして、平成30年度予算で新規に計上した委託項目が二つあったことによるものです。一つ目といたしまして、住基関連システム改修委託料 158万1,120円、こちらの委託料は、希望者に対して住民票等への旧姓記載をするためのシステム改修費用となって、全額国庫補助事業となっております。

二つ目が、戸籍システム外字情報抽出業務委託料 27万5,400円です。

こちらの委託料は、戸籍システムへのマイナンバー制度導入に関し、戸籍システムで現在使用している外字情報を統一する作業を国において実施することに伴う委託料です。

こちらも全額国庫補助事業となっております。

14節 使用料及び賃借料につきましては、例年と同様の支出となっております。

19節 負担金補助及び交付金 34万6,800円、内訳としまして、函館地方法務局管内戸籍事務連合協議会負担金 7,000円、個人番号カード関連事務交付金 33万9,800円です。

こちらの交付金は、マイナンバーの通知カード及び個人番号カード関連事務を委任しております、地方公共団体情報システム機構への支出額であり、全額国庫補助対象となっております。

続きまして、学童クラブ運営にかかる歳出につきまして、説明させていただきます。

一般会計決算書、86ページ・87ページをお開き願います。決算資料は、73ページとなっております。

3款 民生費、2項 児童福祉費、3目 児童福祉施設費 予算額 523万円に対し、決算額 509万7,034円、執行率97.5%となりました。

4節 共済費 37万606円、7節 賃金 430万5,046円は、放課後児童支援員及び補助員

計9名に対する人件費となっております。

9節 旅費につきましては、研修参加旅費として予算計上しましたが、執行がありませんでした。

11節 需用費 29万5,593円、教材費を含む一般消耗品費として26万9,025円、修繕費2万6,568円は、施設玄関ドアの修繕分となっております。

12節 役務費 8万1,261円、内訳としまして保護者宛の郵便料として1万3,844円、施設固定電話・ケータイ電話料として5万4,788円、寝具洗濯料として9,039円、学童保育共済として3,590円の支出となっております。

18節 備品購入費 4万4,528円、内訳としまして図書購入費 9,968円、暖房器具としてセラミックファンヒーター2台の購入費 3万4,560円として支出したものです。

161ページをお開き願います。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利息及び割引料 町民課所管分のうち3項目目、平成29年度子ども子育て支援交付金の交付額確定による返還金として、29万6,000円支出しております。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

決算書、16ページ・17ページをお開き願います。

11款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金のうち、学童保育利用者負担金としまして、159万2,200円となっております。

学年別の利用状況等につきましては、決算資料の73ページに記載してありますので、ご参照ください。

12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目及び1節 総務手数料のうち、戸籍所管分といたしまして、戸籍手数料 125万4,850円、住民票手数料 50万2,500円、決算書19ページをお開き願います。

印鑑証明手数料 29万7,600円、その他証明手数料 12万800円、総務手数料合計収入済額 217万5,750円となっております。

続きまして、決算書20ページ・21ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目及び1節 総務費補助金のうち、個人番号カード交付事業費補助金 32万3,000円につきましては、全額、歳出の戸籍住民基本台帳費、19節 負担金補助及び交付金にて支出となっております、交付金 33万9,800円への充当分としての補助金です。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金 185万6,000円につきましては全額歳出、同じく戸籍住民基本台帳費の13節 委託料の住基関連システム改修委託料及び戸籍システム外字情報抽出業務委託料への充当分としての補助金です。

2目 民生費補助金、2節 児童福祉費補助金 子ども・子育て支援交付金として148万2,000円で、学童保育運営に係る総事業費から利用者負担金を差し引いた額の3分の1が交付されておりますが、実績額が144万6,000円でしたので、3万6,000円の返納予定となっております。

3項 国庫委託金、1目及び1節 総務費委託金のうち、戸籍所管分としまして、中長期在留者住居地届出等事務委託費 17万6,000円で、外国人26名分の異動に係る事務処理委託費

となっております。

続きまして、決算書24ページ・25ページをお開き願います。

14款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、7節 児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金として144万6,000円となっております。こちらも先ほどの国庫補助金と同様に、総事業費から利用者負担金を差し引いた額の3分の1が交付されております。国庫補助金 148万2,000円に対し、道補助金 144万6,000円と差異がございますのは、国の補助申請は9月に行ったのに対し、道の補助申請は3月に行ったため、実績ベースでの事業費算出が可能だったことによるものです。

次に、決算書26ページ・27ページをお開き願います。

14款 道支出金、3項 道委託金、1目及び1節 総務費委託金のうち、戸籍所管分としまして、福祉統計調査委託金 1万3,100円、旅券事務委託金 6万8,850円となっております。

続きまして、決算書37ページをお開き願います。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入の町民課所管分のうち最終項目、雇用保険繰替金 1万3,952円のうち、7,236円が学童支援員分となっております。

以上、歳入の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

竹田委員長 戸籍と学童の関係について、説明をいただきました。

これより質疑を、特にないですね。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 次に移ってください。

福祉年金、吉田(廣)課長。

吉田(廣)町民課長 それでは、福祉年金担当の部分を私のほうから、説明をさせていただきます。それでは、歳出より説明をさせていただきます。

決算書の72ページ・73ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費です。

前年度と比較して変わったところのみ説明いたします。

1節 報酬及び9節 旅費については、民生・児童委員の退任等がなく、民生委員推薦会を開催していませんので未執行となっております。

19節 負担金補助及び交付金の民生委員協議会補助金ですけれども、これが23万1,000円、行旅病人交通費としまして6万4,300円、この内訳につきましては、決算資料の74ページの2に掲載をしております。

次に、20節 扶助費ですが、同じく決算資料の74ページの3に、福祉灯油支給状況について掲載しております。

30年度では54世帯に対し、合計で64万8,000円を支出しております。

次に、2目 国民年金事務費は、委託料で年金生活者支援給付金支給に伴うシステム改修委託料として、25万9,200円を支出しております。

次に、決算書84ページをお開きください。

2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費です。

1節 報酬と9節 旅費でありますけれども、子ども子育て支援事業計画の変更がなかったため、子ども子育て会議を開いておりませんので、未執行となっております。

2目 児童措置費です。

13節 委託料については、9,414万2,100円の支出であり、約1,000万円ほど去年と比べ増えております。これは、全体の入所児童数、昨年と比較してほぼ同数ではありますが、1から2歳児の入所児童数の増によるものです。

20節 扶助費については、児童手当ですが昨年と同様な支出となっています。

資料の75ページをご覧ください。

その6で、保育所入所状況を記載しております。平成30年度末では、79名が入所しており、入所率は87.8%となっております。

その下、7は児童手当受給者の状況ですが、31年3月現在の対象児童数は212人となっております。

次に、決算書160ページ・161ページをお開きください。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料の町税等還付金 582万9,536円のうち、86万9,730円を支出しております。

内訳につきましては、資料75ページの9に記載のとおり、交付金や補助金の額の確定に伴う返納です。

歳出は以上ですけれども、歳入よろしいでしょうか。

竹田委員長 歳入もお願いします。

吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 それでは、歳入について説明させていただきます。

決算書、16ページ・17ページをお開きください。

11款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金の1,414万2,000円のうち、保育所の利用者負担金は、1,254万9,800円です。

次に、決算書18ページ・19ページをお開きください。

13款 国庫支出金 1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金です。上段の国民年金事務費負担金として、112万6,497円が交付されております。

2節 児童福祉費負担金で、子どものための教育・保育給付費負担金、保育所運営費負担金ですけれども3,729万3,062円、児童手当負担金として1,911万8,666円が交付されております。

次に、決算書20ページから21ページです。

2項 国庫補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金の2段目、年金生活者等支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金としまして、259,000円が交付されております。

これは、先ほどのシステム改修費全額交付されております。

3項 国庫委託金。2目 民生費委託金、1節 児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当の支給事務取扱交付金で、5,538円が交付されております。

次に、決算書22ページから23ページです。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金で、上段の民生・児童委員活動費負担金としまして、道から152万8,680円の交付を受けております。

2節 児童福祉費負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金でありまして、保育所運営費負担金の道費分であります。1,733万4,903円、それと児童手当負担金 432万8165円と4,328,165円となっております。

決算書、24ページから25ページです。

7節 児童福祉費補助金の多子世帯の保育料軽減支援事業補助金としまして、北海道から180万1,000円交付を受けております。

続いて、決算書30ページから31ページです。

16款 寄附金、1項 寄附金、2目 民生費寄附金、1節 民生費寄附金、これについてはありませんでした。

決算書、36ページから37ページです。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入の町民課所管のうち、送還旅費返還金としまして3件、5,740円と平成29年度子どものための教育・保育給付費道費負担金の精算分としまして5万5,247円、平成29年度の児童手当交付金精算分としまして19万3,729円、平成29年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金の精算分としまして、11万495円が福祉年金担当分の所管でございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

竹田委員長 以上で、説明いただきました。

質疑、特にないですね。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 次に。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時54分

再開 午後3時54分

竹田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、住民係所管の説明をお願いします。

吉澤主査。

吉澤主査 それでは、町民課住民担当所管の決算について説明いたします。

歳出からの説明になります。

決算書は、52ページから55ページになります。

2款 総務費、1項 総務管理費、3目 施設管理費のうち、畜犬関係の支出分につきましては、平成30年度から住民担当で執行しておりますけれども、需用費、役務費、委託料とも例年並みとなっております。

決算書、58ページ・59ページになります。

4目 交通安全対策費は、予算額 375万3,000円に対し、決算額 374万6,726円で、執行率99.1%です。

続いて、決算書80ページから83ページになります。

3款 民生費、1項 社会福祉費、8目 住民運動費です。

予算額 708万5,000円に対しまして、決算額 693万3,400円、執行率97.9%です。

1節 報酬ですけれども、青少年問題協議会の開催をしておりませんでしたので、こちらは未執行となっております。

8節 報償費は、北海道戦没者追悼式への遺族参加2名分。

9節 旅費は、その随行旅費として執行しております。

19節 負担金補助及び交付金についても例年どおりの執行となっておりますが、防犯灯料金・設置・補修助成金の支出内訳については、決算資料80ページをお開きください。

平成30年度末のLED防犯灯への更新率は、最下段に記載のとおり約76.9%となっております、前年から2.9%の増に留まったため、電気料金補助額については、前年比だけを見ますとさほど変わってはおりません。

しかしながら、平成27年度で540万ほどかかっていた料金は、かなり抑えられてきている状況です。

次に、決算書86ページから89ページの3項 災害救助費、1目 災害救助費、20節 扶助費は、昨年10月に一般住宅火災が発生しましたので、木古内町り災者救護条例に基づき予算を執行しております。

次に、決算書92ページから95ページです。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費です。

予算額 1,996万4,000円に対し、決算額 1,955万5,690円、執行率98%です。

4節から13節の委託料のうち、最下段を除いたもの、及び14節については、ほぼ例年どおりの執行となっております。

19節の負担金補助及び交付金の空家等解体除去補助金につきましては、一般会計決算概要説明書24ページをお開き願います。

昨年度から新規事業として空家等解体除却補助をはじめましたけれども、初年度の実績は15件の申請がありまして、うち費用2分の1の補助件数は7件で300万9,000円、上限補助件数は8件で480万円、合計780万9,000円の補助金を支出しております。

決算書に戻りまして、引き続き94ページから95ページの2項 清掃費、1目 清掃総務費になります。

予算額 1億4,401万5,000円に対し、決算額 1億4,397万5,768円、執行率99.9%です。

19節 負担金補助及び交付金のそれぞれの支出内訳は、資料78ページの5に記載のとおりとなっています。

決算書に戻りまして、96ページです。

2目 ごみ処理費 予算額 3,578万7,000円に対し、決算額 3,569万3,838円、執行率99.7%で、ごみ処理費の執行については例年どおりとなっています。

簡単ですけれども、以上で歳出の説明を終わります。

竹田委員長 あわせて、歳入もお願いします。

吉澤主査。

吉澤主査 引き続き、歳入についてご説明いたします。

決算書は、16ページから17ページになります。

12款 使用料及び手数料です。

1項 使用料、2目 衛生費使用料、1節 保健衛生使用料については、資料77ページの4をご覧ください。

当町の30年度実績は85件ですが、うち7件は無料世帯となっておりますので、78件分で82万3,000円、知内町の使用分、61件分の61万円とあわせ、合計143万3,000円が使用料として収入されています。

決算書に戻ります。18ページから19ページです。

2項 手数料、1目 総務手数料、1節 総務手数料は、19ページ備考欄上から5段目のその他証明手数料のうち、300円分が住民担当所管分です。

これは、地縁団体台帳交付手数料1件分となっています。

3目 衛生手数料です。

1節 保健衛生手数料 720万2,750円の収入は、一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可手数料とごみ処理手数料の分ですが、決算資料79ページをお開きください。

中段になります。7.ごみ処理手数料の下段の右側の表をご覧ください。

ごみ袋の販売金額をみますと、29年度より若干ではありますが減となっています。しかしながら、オレンジの袋については、各町内会でのペットボトルの集団回収の中止の影響を受けまして、販売額は伸びている状況となっています。

決算書に戻ります。

2節 畜犬手数料は、新規登録5頭分、狂犬病予防注射済票交付手数料97頭分の収入となっております。

決算書は、22ページ・23ページになります。

14款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金です。

1節 社会福祉費補助金のうち、消費者行政推進事業補助金 13万4,000円が住民担当所管の補助金です。この補助金は、特殊詐欺被害防止に向けた街頭啓発事業で配布する啓発グッズ購入に充当しており、補助は10分の10となっております。

続きまして、決算書26ページ・27ページになります。

14款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金です。

1節 総務費委託金のうち、道公害防止委託金 1万5,000円が住民担当所管の収入となっております。

決算書、34ページ・35ページをお開きください。

19款 諸収入、4項 受託事業収入、1目 衛生費受託事業収入です。

1節 安行苑使用受託収入 399万5,555円は、安行苑の年間維持運営費にかかる知内町の負担分で、内訳は資料77ページに記載されております。

こちらの資料下段に、金額の内訳を記載しております。

知内町からの運営経費は、人口割で212万2,638円、利用割は187万2,916円となっております。

決算書、37ページになります。

5項・1目・3節 雑入です。

町民課分の二つ目、北海道戦没者追悼式参加助成金 9,000円、一つ飛びましてコピー料金の500円、五つ飛びます。安行苑さい銭795円、そのすぐ下、雇用保険繰替金 1万3,952円のうち、6,716円が住民担当所管の収入となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

竹田委員長 説明をいただきました。これより質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、次に国民保険事業会計の決算について、羽澤(真)主査。

羽澤(真)主査 町民課住民グループの羽澤です。よろしくお願いいたします。

私からは、国保会計、後期会計、一般会計の重度・ひとり親・乳幼児の医療費助成分について、説明させていただきます。

説明順は、最初に国保会計、国保会計に伴う一般会計の国保分、次に後期会計、一般会計後期分、最後に一般会計の重度・ひとり親・乳幼児の医療費助成分の順番で説明させていただきます。

それでは、国民健康保険特別会計からご説明させていただきます。

国民健康保険特別会計につきましては、税務担当から説明があった税務所管分以外について、ご説明させていただきます。

それでは、歳出からご説明をさせていただきます。

国民健康保険特別会計決算書、18ページ・19ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は、決算額 2,036万4,865円で、前年と比較しますと8,400万円ほど減額してございます。

支出の主なものとしましては、職員2名分の人件費や委託料等となっておりますが、前年度29年度では総務費の25節において、積立金として8,000万円ほど基金積立しておりました分が30年度では、国保の都道府県単位化に伴って、会計科目の変更により30年度では、6款で基金積立金科目を新たに設置したため、8,000万円の減額となっております。

決算書、20ページ・21ページをお開きください。

2目 連合会負担金は、決算額 126万8,370円で、前年と比較しますと69万4,000円ほど増額となっております。

増額の主な要因としましては、国保の都道府県単位化に伴い稼働しました情報集約システムの運用負担金や、事業状況報告システムクラウド負担金などにより増額となっております。

続いて、3項・1目 運営協議会費につきましては、決算額 9万860円となっております。

決算書、22ページ・23ページをお開きください。

4項・1目 趣旨普及費です。

決算額 23万3,920円で、被保険者への通知等に係る郵便料となっております。前年並みとなっております。

決算書、24ページから27ページにわたります。

2款 保険給付費は、全体で4億3,687万8,228円支出してございます。

保険給付費の合計は前年と比較しまして、3,400万円ほど減額してございます。

保険給付費につきましては、決算審査特別委員会説明資料でご説明させていただきます。説明資料の82ページをお開き願います。

こちらにつきましては、国民健康保険の世帯数及び被保険者数の推移となっております。平成30年度末時点で国保の世帯数は693世帯、被保険者数は1,030人となっております。また、そのうち前期高齢者につきましては、年々割合が上昇しておりまして、前期高齢者の加入割合は54.6%となっている状況です。

次に、説明資料の83ページをお開き願います

平成29年度・30年度の療養給付費・療養費・高額療養費等の保険者負担額の比較表になってございます。

資料の比較表2段目の一般被保険者、療養費と4段目、高額介護合算療養費以外は、前年度より減額となっております。

減額の主な要因としましては、被保険者数の減少に伴う医療費の減となっております。詳細については、資料でご確認ください。

決算書に戻ります。

決算書、28ページ・29ページをお開き願います。

3款 国民健康保険事業費納付金は、決算額 1億3,498万4,000円となっております。

これは、国保の都道府県単位化に伴う、平成30年度からの新たな予算科目となっております。北海道が国民健康保険運営方針で定める納付金の算定方法に基づき算定してございまして、道内国保の医療費などを全道の市町村で負担するために、北海道へ納付するものとなっております。

決算書、30ページ・31ページをお開き願います。

4款・1項・1目 共同事業拠出金は、決算額 98円となっております。

続いて、決算書、32ページ・33ページをお開き願います。

5款 保健事業費、1項・1目 特定健康診査等事業費 決算額で340万6,380円となっております。前年並みとなっております。

2項 保健事業費、1目 疾病予防費 決算額につきましては、211万3,052円となっております。前年並みとなっております。

保健事業につきましては、説明資料84ページに記載してあります、保健事業の実施状況をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

続いて、決算書の34ページ・35ページをお開き願います。

5款 保健事業費、3項 特別総合保健施設事業費、1目 保健指導事業費は、決算額 2,860万7,280円で、前年より89万円ほど増額となっております。健康管理センターの運営にあたる人件費が主な支出となっており、増額の主な要因は健康管理システムの改修委託料で、特定健診の改正や国保圏域化、元号改正に対応するための改修を行ったため増額となっております。

決算書、34ページ下段から37ページまでとなっております。

2目 施設管理費は、決算額 657万7,288円で、前年より27万円ほど増額となっております。増額の主な要因は、需用費の修繕費でトイレの改修、及び暖房機器の修繕等を行ったことで、増額となっております。

決算書、38ページ・39ページをお開き願います。

6款・1項 基金積立金、1目 国民健康保険事業基金積立金は、決算額 7,069万307円となっております。

決算書の40ページ・41ページにつきましては、予算執行なしとなっております。

決算書、42ページ・43ページをお開き願います。

8款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金のうち、国保担当で支出があったものは5目 療養給付費等負担金償還金、6目 療養給付費等交付金償還金、7目 特定健康診査等負担金償還金、8目 その他償還金で、平成29年度の負担金の確定に伴う返還金となっております。

2項 延滞金については、予算執行なしとなっております。

3項 繰出金です。特別調整交付金で受けた直営診療施設分、病院会計の繰出金となっております。

6款 予備費の執行はございません。

国保会計の歳出の説明は、以上となっております。

竹田委員長 あわせて歳入もお願いします。

羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 それでは、歳入について、ご説明いたします。

決算書の10ページ・11ページをお開きください。

3款 道支出金、1項 道負担金、1目 保険給付費等交付金、1節 保険給付費等普通交付金は、決算額 4億3,705万7,006円で、国保の都道府県単位化に伴い医療給付等に必要な資金は、北海道から交付を受けることとなったため、歳出の2款 保険給付費分が普通交付金として北海道から交付されてございます。

2節 保険給付費等特別交付金です。決算額 4,088万2,000円となっております。

詳細につきましては、説明資料の81ページをお開き願います。

上段の表をご覧ください。普通調整交付金について、3,884万円の減となっておりますが、国保の都道府県単位化に伴い、北海道へ収入されることとなったために減額となっております。

次に、特別調整交付金ですが、平成30年度につきましては、決算額 1,993万5,000円で、前年と比較しますと302万6,000円減額となっております。

次に、中段の表になります。普通調整交付金については、2,121万4,000円の減となっておりますが、こちらも国保の都道府県単位化に伴い、北海道へ収入されることとなったために減額となっております。

次に、道繰入金（2合分）で、決算額 1,830万6,000円で、前年と比較しまして241万円ほど減額となっております。詳細な内訳につきましては、資料でご確認ください。

続いて、決算書に戻りまして、4款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 利子及び配当金は、決算額 3,307円で、基金積立金の利子収入となっております。

5款 繰入金、1項・1目 一般会計繰入金につきましては、資料でご説明させていただきます。

説明資料、81ページの下段をご覧ください。

繰入金の内訳を記載してございます。

1節 保険基盤安定繰入金保険料軽減分は、決算額が1,974万5,620円となっております。これは、軽減対象保険者数及び世帯数の減少に伴い、前年より減額となっております。

2節 保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましては、決算額 1,081万3,549円で、前年に比しまして70万円ほど減額となっております。これは、軽減対象被保険者数の減少によるものとなっております。

決算書、12ページ・13ページです。

3節 出産育児一時金繰入金につきましては、決算額 84万円で、前年より56万円の減額となっております。

4節 財政安定化支援事業分につきましては、決算額 973万5,000円で、前年より205万6,000円の増額となっております。

続いて、5節 その他一般会計繰入金です。決算額 4,351万5,000円で、前年より300万円ほど増額となっております。健康管理センター運営費分で、健康管理センターのトイレ改修工事や暖房機器修繕などを行ったことで、一般会計からの繰り入れが多かったことによります。

6款 繰越金は、9,176万9,960円となっております。

7款の諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、及び2項 預金利子につきましては、収入は国保分ではございませんでした。

3項 雑入、8目 雑入の指定公費利用分につきましては、現金支給した指定公費医療費が国保連から返還となっております。

歳入合計 7億6,097万5,213円から、歳出合計 7億3,620万6,838円を差し引きました、2,476万8,375円が翌年度へ繰り越しとなります。

国保分は以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

竹田委員長 国保会計の説明をいただきました。これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、次に後期高齢者医療特別会計、羽澤(真)主査。

羽澤(真)主査 続きまして、後期高齢者医療特別会計について、ご説明いたします。

はじめに、決算審査特別委員会説明資料で平成30年度の後期高齢者医療の被保険者数及び医療費について、ご説明させていただきます。

説明資料の82ページをお開き願います。

一番下段に、後期高齢者被保険者数の記載があります。

30年度末時点で、前年度より若干増加してございまして、1,123名となっております。

次に、説明資料85ページをお開き願います。

平成29年度と平成30年度の後期高齢者医療の給付状況となっております。

前年と比較しまして、療養給費が1億2,703万2,277円の増、療養費が128万2,297円の増、高額療養費・高額介護合算療養費で1,317万7,102円の増となっております。あわせて1億4,149万1,676円、前年より増額となっております。

続きまして、決算書をご参照願います。

歳出から説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計決算書、14ページ・15ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費と2項 徴収費につきましては、ほぼ前年と同様の支出となっておりますが、総務管理費の13節 委託料において、保険料軽減特例の見直し対応に伴うシステム改修委託料で、84万2,400円増額となっております。

決算書、16ページ・17ページをお開きください。

2款・1項 保健事業費、1目 疾病予防費につきましては、前年と同様の支出となっておりますが、13節 委託料の健康診査におきまして、前年より49名増えたことで、41万1,600円増額となっております。

決算書、18ページ・19ページをお開きください。

3款・1項・1目 後期高齢者医療広域連合納付金です。決算額 1億5,217万379円となっております。前年より550万円ほど減額となっております。

決算書、20ページ・21ページをお開きください。

4款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 保険料還付金及び2目 保険料加算金につきましては、予算執行なしとなっております。

2項 繰出金、1目 他会計繰出金で、決算額 80万円です。

保健福祉課で事業実施しております、高齢者等無料入浴券交付事業に係る一般会計の繰出金です。

5款 予備費については、執行ありませんでした。

歳出の説明は、以上となっております。

続いて、歳入について、ご説明いたします。

決算書の8ページ・9ページをお開きください。

1款・1項 後期高齢者医療保険料、1目 特別徴収保険料 決算額 3,310万6,400円で、収入率100%となっております。

2目 普通徴収保険料、現年度分、滞納繰越分、合計で決算額 1,591万4,100円で、うち現年度分収入率が98.9%、滞納繰越分で65.8%で、普通徴収全体で98.6%の収入となっております。

30年度では、不納欠損処分をしてございまして、説明資料の86ページをお開き願います。

こちらに記載してありますとおり保険料1名分、7,700円を不納欠損処分してございます。

2款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 督促手数料は、決算額 8,100円となっております。

3款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目・1節 高齢者医療制度円滑運営事業補助金は、決算額 84万2,000円となっております。歳出で説明しました、総務管理費の保険料軽減特例の見直し対応に伴うシステム改修委託料の補助金となっております。

4款 広域連合支出金、1項・1目 広域連合補助金、2節 長寿・健康増進事業特別対策補助金については、決算額 80万円となっております。保健福祉課で事業実施していません、高齢者等無料入浴券交付事業に係る補助金となっております。

5款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目・1節 事務費繰入金は、決算額 667万4,000円で、前年度より160万円ほど増額となっております。

主な要因につきましては、広域連合事務費負担分で後期高齢者医療電算処理システムの機器更改に伴う負担金の増額となっております。

続いて、2目・1節 保険基盤安定繰入金は、決算額 2,798万1,723円となっており、ほぼ前年並みとなっております。

決算書、10ページ・11ページをお開きください。

3目・1節 療養給付費等負担金繰入金は、決算額 7,188万9,056円となっております。

前年度より790万円ほど減額となっており、要因につきましては、後期高齢者医療費の医療給付見込額の減、及び前年度精算返還額が増となっているため、減額となっております。

6款・1項・1目・1節 繰越金は、決算額 163万2,414円となっております。

7款 諸収入、1項 延滞金及び過料、2項 預金利子につきましては、収入はございませんでした。

3項・1目 受託事業収入、1節 健康審査等受託事業収入は、決算額 177万6,080円で、前年度より増額となっておりますが、健康診査の受診者数の増により増額となっております。

います。

2節 重複・頻回受診者訪問指導事業収入です。決算額 8,000円となっております。

4項・1目 雑入につきましては、収入はございませんでした。

歳入合計 1億6,062万1,873円、歳出合計 1億5,853万1,829円で、差し引きの209万44円が翌年度へ繰り越しとなります。

後期高齢者医療特別会計については、以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

竹田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 1件だけ。普通徴収の未済、滞納の分っていうのは件数どのくらい。

羽澤(真)主査。

羽澤(真)主査 30年度の滞繰分につきましては、3件となっております。

竹田委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、羽澤(真)主査。

羽澤(真)主査 それでは、一般会計の重度医療、乳幼児、ひとり親の医療費助成分の決算について、説明いたします。

一般会計決算書の80ページ・81ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、6目 心身障害者ひとり親家庭等医療費で、決算額 2,096万2,079円で、前年と比較しますと429万円ほど増額となっております。

主な要因につきましては、13節 委託料の福祉医療システムの元号改正とレセプト併用化に伴うシステム改修委託料で138万1,320円の増、また20節 扶助費の重度心身障害者医療費で、341万8,584円の増額となっていることによります。

7目 乳幼児医療費で、決算額 787万680円で、前年より33万1,000円ほど減額となっております。要因につきましては、レセプト併用化に伴い、12節 役務費で26万1,226円の減、20節 扶助費の乳幼児医療費で、93万3,798円の減となっております。

13節 委託料で、福祉医療システムの元号改正とレセプト併用化に伴うシステム改修委託分で、87万5,880円の増となっていることも要因となっております。

説明資料の87ページをお開き願います。

こちらは、各医療受給者数の推移を記載してございます。

30年度末で、重度医療受給者は125人、ひとり親の医療受給者は70人、乳幼児医療受給者は246人となっております。

説明資料の88ページをお開き願います。

こちらにつきましては、各医療の給付状況を記載してございます。

平成30年度は、重度医療で3,635件で、1,730万2,400円、ひとり親は親と子をあわせまして500件で、146万5,392円、乳幼児医療費で3,387件で、649万9,410円を支出してございます。

歳出については、以上でございます。

続いて、歳入について、ご説明させていただきます。

決算書、24ページ・25ページをお開きください。

14款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、3節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療費補助金から6節 乳幼児医療事務費補助金までは、歳出で説明しました各種医療並びに事務費に対する補助金となっております。

次に、決算書36ページ・37ページをお開きください。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入の高額療養費繰替金となっております。

37ページの上段から4段目・5段目となっております。高額療養費繰替金で、376万9,150円となっております。こちらにつきましては、高額医療の対象となった医療費の各保険者負担分となっております。

説明については、以上でございます。よろしくご審議願います。

竹田委員長 これより質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 特にないということで、以上で。

鈴木委員。

鈴木委員 資料番号8番の88ページ、ひとり親家庭等医療給付状況ということで、平成30年度の予算は180万円、それに対して146万5,392円ということで理解いたしました。

それで、平成28年度親の件数8、29年度は3、平成30年度に入りまして1件、子のほうの給付状況は697、565、500となって見てのとおりなんですけれども、担当課として減ってきている状態と言いますか背景と言いますか、どのように分析されているのかなというのをこの決算にあたって、どのように考えているのかなというのをちょっと聞きたいです。

竹田委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 鈴木委員の件数の減ということで、これは受給者の減ではなく、あくまでも医療にかかっているかどうかという部分なんですけれども、親につきましてはまず入院のみの医療助成となっております。子については、入院・外来全てなんですけれども、親については入院のみの助成となっている状況でございます。おっしゃるとおりひとり親につきましても、親・子ともに減少傾向にはあります。要因としましては、ひとり親につきましても、基本18歳までの助成で、大学まで行くのであれば20歳までの助成になります。当然、木古内町の人口等々を考えますと、やはり若年層というのが人口減少してございますので、そういった部分が原因かと思われまます。以上です。

竹田委員長 鈴木委員。

鈴木委員 羽澤（真）主査の答弁のように、私もそのように感じるところがやはりある部分はあります。とはいえ、町のいまの規模でひとり親家庭に対してのサポートと言いますか姿勢という部分は、担当課の与えられた業務内では私個人としては評価するつもりではございます。それで、いまのご答弁にもありましたように、今後またたぶん18歳、大学だと20歳。これから、いわゆる母子家庭のかたが人口減少の一つの要因として、そんなにキヤパ的には大きいわけではないと思うんですけれども、少しずつ年月をかけて人口減少の一つの要因になっているなという認識は個人的にはありますので、できるだけ日常の業務をとおしながらひとり親の思いですとかそういう声を担当課としてしっかりと受け止めていただいて、サービスとかの充実に努めていただければなど。これ以上の話になりますと一般質問と言いますか施策の話になりますので、いま決算というこの場で私から伝えることは以上でございます。

竹田委員長 特に答弁はいらないですね。

(「いません」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、以上で町民課の審査を終えます。

どうもお疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時43分

再開 午後4時43分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

きょうの審査を終えて、午前中・午後から含めて、特に総括に上がるような議論もなかったように思っていますので、そのような扱いでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 それでは、これをもって第3回の決算審査特別委員会を終えます。

どうもお疲れ様でした。あすは、9時半から開会ですので、よろしくお願いいたします。

説明員 大森町長、大野副町長、若山総務課長、羽沢保健福祉課長
武藤包括ケア推進室長、加藤(直)主査、佐藤(利)主査、西村主査
高橋税務課長、山下主査、敦澤(裕)主事、吉田(匠)主事、村上主事
片桐農業委員会事務局長、加藤(隆)主査、片桐産業経済課長、中山主査
大高主事、野坂主事、福井(弘)主査、佐藤(元)主事、廣瀬主事
吉田(廣)町民課長、羽澤(真)主査、吉澤主査、敦澤(祐)主査
吉川主任、秋庭主任

傍聴者 なし

報道 なし

平成30年度決算審査特別委員会

委員長 竹 田 努